

令和7年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第129号】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について・・・・・・・・・・ 1

2 【議案第132号】

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 10

《所管事項説明》

- 1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への
回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく年次報告について・・・・・・・・ 16
- 3 「子どもを虐待から守る条例」に基づく推進計画の策定について・・・・・・・・ 19
- 4 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 指定管理候補者の選定状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 6 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

《別冊》

- ・（別冊1）「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく年次報告書（令和6年度版）

令和7年10月16日

子ども・福祉部

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する等の改正を行うものです。

2 改正内容

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正により、県の関係条例において引用している同法第5条に第13項が新設されたことから、条項ずれ等の形式的な改正を行います。

関係条例は、以下のとおりです。

- ①三重県身体障害者総合福祉センター条例（第1条）
- ②三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第2条）
- ③三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条）
- ④三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条）
- ⑤三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条）

3 施行期日

公布の日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

右提出する。

令和七年九月二十五日

三重県知事 一見勝之

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部改正)

第一条 三重県身体障害者総合福祉センター条例(昭和六十年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第二条 総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。第十八条第二号において「障害者総合支援法」という。)第五条第七項の生活介護に関する事業、同条第八項の短期入所に関する事業、同条第十項の施設入所支援に関する事業、同条第十二項の自立訓練に関する事業及び同条第十四項の就労移行支援に関する事業 二、六 (略)	(事業) 第二条 総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。第十八条第二号において「障害者総合支援法」という。)第五条第七項の生活介護に関する事業、同条第八項の短期入所に関する事業、同条第十項の施設入所支援に関する事業、同条第十二項の自立訓練に関する事業及び同条第十三項の就労移行支援に関する事業 二、六 (略)

(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利益供与等の禁止) 第二十七条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業(法第五十九条第十九項に規定する一般相談支援事業をいう。以下この条にお	(利益供与等の禁止) 第二十七条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業(法第五十九条第十八項に規定する一般相談支援事業をいう。以下この条にお

いて同じ。)を行う者、特定相談支援事業(同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	いて同じ。)を行う者、特定相談支援事業(同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2 (略)	2 (略)
(定員の遵守) 第八十六条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	(定員の遵守) 第八十六条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
一 (略) 二 空床利用型事業所にあつては、法第五条第八項に規定する施設の利用定員(第百六十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第百七十条の十三第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。第百六十八条、第百六十八条の八及び第百七十条の六において同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	一 (略) 二 空床利用型事業所にあつては、法第五条第八項に規定する施設の利用定員(第百六十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第百七十条の十三第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。第百六十八条、第百六十八条の七及び第百七十条の六において同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
三 (略) (障害福祉サービスの提供に係る基準) 第九十七条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援(法第五条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。))及び就労継続支援(法第五条第	三 (略) (障害福祉サービスの提供に係る基準) 第九十七条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援(法第五条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。))及び就労継続支援(法第五条第

十五項に規定する就労継続支援をいう。）に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十三号）又は三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十六号）に規定する基準を満たさなければならない。	十四項に規定する就労継続支援をいう。）に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十三号）又は三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十六号）に規定する基準を満たさなければならない。
2 （略） 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助（法第五十八条に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。 （共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）	2 （略） 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助（法第五十七条に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。 （共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）
第二百二十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等条例第二百二十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	第二百二十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等条例第七十二条第五項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。
第三百三十七条の二 就労選択支援（法第五条第十三項に規定する就労選択支援をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第	第三百三十七条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第

会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。	六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。
第百六十四条の二 就労定着支援（法第五条第十六項に規定する就労定着支援をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、障害者総合支援法施行規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第百六十四条の二 就労定着支援（法第五条第十五項に規定する就労定着支援をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、障害者総合支援法施行規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
第百六十四条の十二 自立生活援助（法第五条第十七項に規定する自立生活援助をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者	第百六十四条の十二 自立生活援助（法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者

の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならぬ。

(準用)

第百六十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条及び第百三十一条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百六十八条の七」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十八条の三第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第百六十八条の三第二項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十条の九 第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条、第百三十一条の二及び第百六十八条の二から第百六十八条の八までの規定

の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならぬ。

(準用)

第百六十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条及び第百三十一条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百六十八条の六」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十八条の三第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第百六十八条の三第二項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十条の九 第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条、第百三十一条の二及び第百六十八条の二から第百六十八条の八までの規定

【第 129 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案】

は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「<u>第百七十条の九</u>において準用する<u>第百六十八条の七</u>」と、<u>第十三条第二項中「次条第一項」</u>とあるのは「<u>第百七十条の九</u>において準用する<u>第百六十八条の三第二項</u>」と、<u>第十六条第二項中「第十四条第二項」</u>とあるのは「<u>第百七十条の九</u>において準用する<u>第百六十八条の三第二項</u>」と、<u>第四十八条中「療養介護計画」</u>とあるのは「<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>」と、<u>第一百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、<u>同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。	
は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「<u>第百七十条の九</u>において準用する<u>第百六十八条の六</u>」と、<u>第十三条第二項中「次条第一項」</u>とあるのは「<u>第百七十条の九</u>において準用する<u>第百六十八条の三第二項</u>」と、<u>第十六条第二項中「第十四条第二項」</u>とあるのは「<u>第百七十条の九</u>において準用する<u>第百六十八条の三第二項</u>」と、<u>第四十八条中「療養介護計画」</u>とあるのは「<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>」と、<u>第一百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。	
（三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）	
第三条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
改正後	改正前
（従業者） 第五条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。 一 三 （略） 四 次号に規定する施設以外の施設において就労移行支援（法第五第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同	（従業者） 第五条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。 一 三 （略） 四 次号に規定する施設以外の施設において就労移行支援（法第五第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同

じ。）を行う場合 イゝハ （略） 五ゝ七 （略） 2・3 （略）	じ。）を行う場合 イゝハ （略） 五ゝ七 （略） 2・3 （略）
---	---

（三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第四条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（利益供与等の禁止） 第二十三条 療養介護事業者は、一般相談支援事業（法第五十九条に規定する一般相談支援事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者、特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその職員等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 （略）	（利益供与等の禁止） 第二十三条 療養介護事業者は、一般相談支援事業（法第五十八条に規定する一般相談支援事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者、特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその職員等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 （略）

（三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
 第五条 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設備） 第十条 （略） 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（次条において「認定障害者支援施設」という。）において就労移行支援（法第五十四条に規定する就労移行	（設備） 第十条 （略） 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（次条において「認定障害者支援施設」という。）において就労移行支援（法第五十三条に規定する就労移行

3 (略)	支援をいう。次条及び第十七条において同じ。）を行う場合には、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならい。
3 (略)	支援をいう。次条及び第十七条において同じ。）を行う場合には、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する等の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民生委員は市町に置かれ、その定数については、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

令和 7 年 11 月 30 日に任期満了を迎える民生委員の一斉改選にあわせて、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、担当地区の世帯数の増減や民生委員一人あたりの負担軽減のための増員等地域の実情を理由として、定数変更の要望があったため、当条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

数に増減のある市町の民生委員定数について、改正します。
市町ごとの民生委員定数改正案は、別紙のとおりです。

3 施行期日

令和 7 年 12 月 1 日

【別紙】市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数 任期（R4. 12. 1～R7. 11. 30）		定数変更（案） 任期（R7. 12. 1～R10. 11. 30）		増減数	
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	619	46	622	46	3	-
四日市市	613	55	617	56	4	1
伊勢市	309	28	309	28	-	-
松阪市	391	29	394	29	3	-
桑名市	257	24	260	24	3	-
鈴鹿市	376	35	376	33	0	△2
名張市	191	16	191	16	-	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	103	11	105	11	2	-
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	104	8	105	8	1	-
志摩市	141	11	141	11	-	-
伊賀市	311	32	311	32	-	-
木曽岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	20	2	21	2	1	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	41	2	41	2	-	-
明和町	51	3	52	3	1	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	58	4	△2	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	31	2	△1	-
紀宝町	41	3	40	3	△1	-
県 計	4, 252	347	4, 266	346	14	△1

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することとされています。

【参考】関係法令等の抜粋

1 関係法令

【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たつては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

2 厚生労働大臣の定める基準

（1）区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

（2）主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年九月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例

三重県民生委員定数条例（平成二十六年三重県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
津市	六二二人	津市	六一九人
四日市市	六一七人	四日市市	六一三人
(略)	(略)	(略)	(略)
松阪市	三九四人	松阪市	三九一人
桑名市	二六〇人	桑名市	二五七人
(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	一〇五人	亀山市	一〇三人
(略)	(略)	(略)	(略)
いなべ市	一〇五人	いなべ市	一〇四人
(略)	(略)	(略)	(略)
三重郡朝日町	二一人	三重郡朝日町	二〇人
(略)	(略)	(略)	(略)
多気郡明和町	五二人	多気郡明和町	五一人
(略)	(略)	(略)	(略)
度会郡南伊勢町	五八人	度会郡南伊勢町	六〇人
(略)	(略)	(略)	(略)
南牟婁郡御浜町	三一人	南牟婁郡御浜町	三二人
南牟婁郡紀宝町	四〇人	南牟婁郡紀宝町	四一人

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

提案理由

民生委員の任期の満了に鑑み、民生委員の定数の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【所管事項説明】

1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部	「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、各市町において特色ある取組が実施されてきた中で、3年間の取組をいい形で今後につなげられたい。	引き続き「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、市町が地域の実情等に合わせて実施する子ども・子育て支援事業を後押しすることについて検討していきます。
			男性の育児参画の推進等については、企業等での育休取得率向上などの職場環境づくりの観点だけでなく、子どもたちを育てる家庭環境をつくるという根本の部分を意識して取組を進められたい。	男性の育児参画の推進等については、育児休業を取得しやすい職場環境づくりと併せて、男性の育児参画のエピソードをまとめたヒント集や育児のスキルアップのための動画等による普及・啓発を行うなど、家庭環境づくりに係る取組を進めていきます。
15-2	幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	待機児童の発生状況に地域差があるため、待機児童が発生している市町とは綿密に連携を図りながら取組を進められたい。	待機児童の解消については、保育士の確保が喫緊の課題であり、市町からのニーズを把握しながら検討を進めていきます。
			保育士確保が喫緊の課題となっている中、三重県保育士・保育所支援センターを通じた潜在保育士の就労については、復職に結びつかない要因も把握しながら取組を進められたい。	三重県保育士・保育所支援センターについては、現在、相談支援の充実や職場復帰研修の受講促進など人材バンク機能の強化を図る取組を推進しています。引き続き潜在保育士の効果的な復職支援について検討していきます。

2 「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第31条の規定に基づき、令和6年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況（別冊1 2～7頁）

（1）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,051件（前年度比111件減）と、令和5年度に引き続き、2年連続で減少しましたが、依然として2,000件を超える水準でした。

（2）児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（618件）、②警察等（558件）、③近隣・知人（194件）です。警察等や市町の機関などからの相談件数が減少（警察等：同74件減、市町の機関：同73件減）する中、保健所・医療機関、近隣・知人のほか、特に家族からの相談件数は増加（保健所・医療機関：同17件増、近隣・知人：同6件増、家族：同59件増）しました。

（3）児童虐待相談種別

虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が969件（同51件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する面前DVの通告が約半数を占め、520件（同25件増）でした。

その他、「身体的虐待」は694件（同24件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は356件（同20件減）、「性的虐待」は32件（同16件減）といずれも減少しました。

（4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが989件（同61件減）、実父によるものが905件（同19件減）となっており、実父母によるものが全体の9割以上を占めている状況は前年度と変わりません。

（5）被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数が875件と最も多くなり、全体の42.7%を占めています。

（6）児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、面接指導が1,921件となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて56件でした。

（７）被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例は２件ありました。１件は社会的養護関係施設で、職員からの入所児童に対する心理的虐待が認定され、もう１件は障がい児施設等において、職員から児童に対する心理的虐待及び放棄・放置（ネグレクト）が認定されました。

（８）一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは、前年度より延べ４人増加して延べ８０７人となりました。なお、このうち半数以上（５０７件）が虐待を事由とするものでした。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を４件実施しました。

２ 県の児童虐待防止等に対する取組状況（別冊１ ８～１８頁）

（１）アセスメントの推進

- 令和５年５月に児童相談所が関与していた児童が死亡する事例が発生し、第三者による検証委員会からの提言を受け、妊娠・出産期の課題の把握ができるよう、現行のリスクアセスメントシートの見直しを行いました。また、状況変化に応じたリスク再評価を確実に実施するため、一時保護の機会を見逃さないリスク再評価を行いました。

（２）児童相談所の体制・機能の強化

- 津市、四日市市、三重郡及び東紀州地域に加え、令和６年４月からは桑員地域、松阪地域及び伊賀地域も対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所の的確なケースマネジメントに取り組みました。
- 児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて、２４時間多言語対応での電話及びウェブ会議システムを活用した通訳により対応するとともに、北勢児童相談所及び鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。
- 困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

（３）市町の体制・機能の強化支援

- 各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制（構築）等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。
- また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（指導者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

- 「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した「こども家庭センター」の開設や運営の支援に向け、市町との定期協議等を通じて助言を行いました。なお、令和6年度末時点で、15市町に設置されています。
- 「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う「統括支援員」を対象とした研修や意見交換の実施、令和6年度以降、新たに市町の業務の一つとして求められるサポートプラン作成に関する研修の実施など、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組みました。

(4) 職員の相談援助技術の向上

- 警察と児童相談所による、児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。
- 被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。
- 市町職員等を対象に、要保護児童対策地域協議会の運営等に関する研修会や情報交換会を実施しました。

3 今後の課題

○未然防止（第2章関係）

育児に不安を持つ保護者が的確な支援を受けられるよう、①妊娠期からの切れ目ない支援、②里親制度などの案内、③相談窓口の周知を進める必要があります。

○早期発見及び早期対応（第3章関係）

妊娠期や出産直後から支援が必要な家庭の適切なアセスメントや相談しやすい体制の充実が求められています。

さまざまな状況にある子育て世帯を包括的に支援するために必要な体制強化やサービス充実のほか、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、悩みを抱える家庭がより相談しやすい環境を整備していく必要があります。

○保護及び支援（第4章関係）

「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」に基づき、施設職員の人材育成や施設の多機能化、社会的養護経験者への自立のための切れ目ない支援や子どもの権利擁護の推進に取り組むほか、フォostリング機関が里親支援センターへスムーズに移行できるよう支援する必要があります。

○子どもを虐待から守るための体制整備（第5章関係）

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所への児童福祉司・児童心理司等の人材確保、専門職の配置、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく体系的な人材育成の推進、市町への「こども家庭センター」の設置促進に向けた支援などを適切に進める必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成をさらに支援していく必要があります。

今後、これらの課題をふまえて、児童虐待防止対策にかかる取組を進めてまいります。

3 「子どもを虐待から守る条例」に基づく推進計画の策定について

1 策定の趣旨

県では、令和5年5月に発生した、児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受け、第三者による検証委員会からの提言により課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成（研修）」の視点から、児童虐待防止の施策の推進を図るため、令和7年6月に「子どもを虐待から守る条例」を改正したところです。

改正条例では、新たに子どもの虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めることを規定しており、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護及び自立支援、体制整備等を図り、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の実現に向けて、計画策定の検討を進めます。

2 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

3 計画策定の考え方

「子どもを虐待から守る条例」第25条に基づき、改正条例の内容をより一層推進するため、具体的な取組を定めます。

改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」「三重県児童相談所職員人材育成計画」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理します。

4 計画の主な取組項目

虐待の未然防止から社会的養護経験者の自立支援まで、市町及び関係機関等とともに途切れのない支援を推進します。

（1）子どもの権利擁護の取組の推進

- ・子どもの権利擁護に対する理解促進

（2）虐待の未然防止

- ・性や妊娠等に関する正しい知識の普及啓発（プレコンセプションケアを含む）
- ・市町こども家庭センターの設置・運営強化を支援
- ・妊産婦及び障がい児等や子育てに困難を抱える相談支援体制のさらなる充実

（3）妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援

- ・市町こども家庭センターの設置・運営強化を支援（再掲）
- ・妊産婦及び障がい児等や子育てに困難を抱える相談支援体制のさらなる充実（再掲）

(4) 一時保護児童の権利擁護の促進

- ・ アドボケート派遣のさらなる拡充
- ・ 一時保護施設の生活の中で、子どもたちが「自分は大切にされる存在」とより感じられるような取組を一層推進

(5) 一時保護児童への支援強化

- ・ 夜間等、緊急一時保護児童を受け入れるための職員体制など、ソフト面の充実
- ・ 子どもたちが安心して過ごせるプライベート空間の確保など、ハード面の充実

(6) 社会的養護経験者の自立支援の強化

- ・ 施設等を退所後の生活実態を把握し、相談対応など必要な支援につなげる

(7) 警察、医療機関との連携体制の強化

- ・ 警察：通告内容等の情報を視覚的に共有できるシステムの構築
- ・ 医療機関：一時保護所において増加しているケアニーズの高い児童に対応するため、連携体制の取れる医療機関を拡充

(8) 児童相談所職員等の専門職・専門組織としての資質の向上

- ・ 半数以上を占める経験年数の浅い職員を指導・教育する職員の配置等により、きめ細かいサポート体制を充実

(9) 子ども虐待防止啓発

- ・ 子どもの意見表明権や相談方法について、子どもに分かりやすく発信するため、子ども向けのイメージキャラクターを活用した啓発を実施

5 今後の予定

令和7年	10月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 (骨子案)
		医療保健子ども福祉病院常任委員会(骨子案)
	11月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 (中間案)
		医療保健子ども福祉病院常任委員会(中間案)
令和8年	2月	パブリックコメントの実施(～令和8年1月)
		社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 (最終案)
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(最終案)
		計画の策定



「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）」骨子案



1 計画策定の趣旨

<条例改正の背景>

- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事案の発生
- ・第三者検証委員会からの提言
「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成」
- ・児童虐待相談対応件数の増加
- ・児童福祉法改正、三重県子ども条例の改正
「子どもの養育支援」「子どもの権利擁護」

通告に係る対応等を定めるなど、現場の具体的な行動指針となる実行性を伴う「子どもを虐待から守る条例」改正（令和7年7月施行）

<計画策定の考え方>

- ・「子どもを虐待から守る条例」第25条に基づき、改正条例の内容をより一層推進するため、具体的な取組を定める
- ・改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」「三重県児童相談所職員人材育成計画」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策も資する取組も加えて整理
- ・期間：令和8年度～令和11年度までの4年間

2 計画策定の主なポイント

- 条例に則り即座に実行
- 計画の取組で実行

第1章 総則	○ <u>子どもの権利擁護の取組の推進（1）</u> ●ためらわず通告することの徹底 ●三重県全体ワンチーム意識で連携強化
第2章 未然防止	○ <u>虐待の未然防止の取組の推進（2）</u> ●子どもの安全確認時の市町と児相の連携強化
第3章 早期発見・ 早期対応	●対面による安全確認の徹底 ●子どもの安全確保時の警察と児相の連携強化 ○ <u>妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援（3）</u>
第4章 保護及び支援	●家庭復帰後の子どもの安全確保の徹底 ○ <u>一時保護をした子ども等の権利擁護の促進、支援強化（4）（5）</u> ○ <u>社会的養護経験者の自立支援の強化（6）</u>
第5章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進	○ <u>警察、医療機関との連携体制の強化（7）</u> ○ <u>児童相談所職員等の専門職・専門組織としての資質の向上（8）</u> ○ <u>子ども虐待防止啓発（9）</u>

3 基本理念

子どもが、心も体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす

4 計画の主な取組項目と方向性

主な取組項目		現状・課題	主な取組（案）
総論	（1） 子どもの権利擁護の取組の推進	・改正児童福祉法、改正三重県子ども条例において、重要な柱として子どもの権利擁護の推進が位置づけられている。 ➢子どもの意見表明権など、子どもの権利の擁護が図られるよう施策を推進していくことが必要	○広く子どもの意見表明権の理解を促進するための周知・啓発を実施。
児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組	（2） 虐待の未然防止 （3） 妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援	・児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、その要因の一つでもある予期しない妊娠等に悩む若年者や家族を支える相談窓口を設置 ➢自分の身体、妊娠や出産や性に関する正しい知識を理解することが必要。 ➢支援を必要とするすべての妊産婦及び子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図ることが必要 ・母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う市町こども家庭センターの設置促進・運営強化の支援 ・市町間の情報交換を行う機会づくりを実施。 ➢子育てに困難を抱える家庭を支える市町の相談支援体制のさらなる充実が必要。	○子どもの発達段階に応じた、プレコンセプションケアの啓発 ○市町の相談体制の充実、統括支援員、母子保健コーディネーター等の職員の人材育成。 ○市町のこども家庭センターの運営強化を支援し、障がい児等や子育てに困難を抱える家庭への相談支援体制のさらなる充実 ○市町間の連携をよりしやすくする仕組みの構築
一時保護をした子ども等 の保護とケア	（4） 一時保護をした子ども等の権利擁護の促進	・子どもへの意見表明の支援を行うアドボケイトを一時保護施設に派遣及び子ども意見箱を設置。 ➢子どもの意見と児童相談所の援助方針が異なった際の、子どもが有する権利を擁護する仕組みのさらなる充実が必要 ・一時保護された子どもに権利ノートを配布して、子どもが有する権利について伝えている。 ➢法改正を踏まえ意見表明権について伝える取組や、生活の中で具体的な自分の権利をより理解できる取組を一層進めることが必要。	○弁護士等の専門職による意見表明支援の導入など、支援のさらなる拡充 ○権利ノートを改訂し、意見表明権の説明、また、子ども自身が「自分は大切にされる存在」とより感じられるような取組を一層進める
	（5） 一時保護をした子どもへの支援強化	・一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であるため、より手厚い対応に向けて、新たに一時保護施設の基準を定める条例を制定 ➢一時保護所において増加しているケアニーズの高い児童、個別支援が必要な児童への対応が必要 ➢子どもたちが安心して過せるプライベート空間の確保など、ハード面の充実や、夜間等、緊急一時保護児童を受け入れるための職員体制などのソフト面の充実が必要	○ケアニーズの高い児童に対し、専門的・治療的ケアが速やかに受けられるよう児童精神科等の医療機関との連携体制の構築 ○居室の個室化やきょうだい部屋等の整備 ○夜間時等における人員体制の充実
	（6） 社会的養護経験者の自立支援の強化	・社会的養護経験者の中には、経済的にも精神的にも自立が困難な事情を抱えた子どもが居る ➢施設等を退所後の生活実態が把握できておらず、必要な支援につなぐににくい。	○社会的養護経験者等の実情把握 ○相談支援等を行う拠点の設置
体制の整備・連携強化	（7） 警察、医療機関との連携体制の強化	・緊急時は互いに電話連絡により迅速に情報共有を行っている。 ➢事案に係る基本情報等を視覚的に共有できる体制整備が必要。 ・嘱託の精神科医のほか、精神科病院との連絡会や緊急時の相談を実施。 ➢一時保護所において増加しているケアニーズの高い児童、個別支援が必要な児童への対応が必要（再掲）	○児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築 ○ケアニーズの高い児童に対し、専門的・治療的なケアが速やかに受けられるよう児童精神科等の医療機関との連携体制の整備（再掲）
	（8） 児童相談所職員等の専門職・専門組織としての資質の向上	・「三重県児童相談所職員人材育成計画」により体系的な研修の実施 ➢経験年数の浅い職員が半数以上を占めており、職員の専門性の向上が喫緊の課題。 ➢専門組織としての資質の向上を図るため、自らの組織の業務を点検し、改善・向上し続ける仕組みが必要。	○職員の指導・教育を担当する職員の配置 ○児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、改善の取組を推進
	（9） 子ども虐待防止啓発	・市町、企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発を実施。 ➢子どもの年齢や発達の状況に応じて、意見表明する権利や、相談方法について子どもに分かりやすく啓発することが必要。	○イメージキャラクターの活用等により、子どもの意見表明権や相談方法について、年齢や発達に応じて子どもに分かりやすく啓発

4 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第1項に基づき、「令和6年度指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

また、三重県聴覚障害者支援センターについて、同要綱第26条第2項に基づき、「指定期間全体の管理の実績に関する評価」をあわせて報告します。

(1) 令和6年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(2) 指定期間全体の管理の実績に関する評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施設所管部名:子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地2）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 高野 吉雄
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA 型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の収受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他、センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			基本協定書及び年度協定書に基づき適切に管理業務を実施するとともに、機器や設備に支障が生じないよう維持管理及び修繕を適切に行っている。
2 施設の利用状況	B	B			生活援助棟の利用者数(R5:21,158 人→R6:22,607 人)は増加しており、更なる増加に向け、潜在的なニーズの掘り起こし等を考慮する必要がある。
3 成果目標及びその実績	C	C			成果目標は4項目とも目標を達成することができていないが、昨年度より向上している項目もあり、引き続き、地域の潜在的なニーズの掘り起こしを行うとともに、個々のニーズに応じた取組を強化する必要がある。 なお、指定管理者が独自に設定した成果目標の地域生活移行率については 82.3%であり、目標値の 50%を大きく上回っていることから、通過型訓練施設としての役割を果たしている。

※「評価の項目」の県の評価： 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・施設の管理業務について、老朽化が進んでいる中、適宜修繕等を実施することで、適正な維持管理を行っている。 ・施設の利用状況について、生活援助棟の利用者数は増加しているとともに、高次脳機能障がい者に対するリハビリを実施しており、専門性を発揮している。 ・成果目標について、新型コロナウイルス感染症による利用率の落ち込みが回復していないものの、昨年度より生活援助棟の利用者数は増えており、引き続き、潜在的なニーズの把握に努めるなど、それぞれの取組の強化が必要である。 ・その他、福祉・医療関係の実習生の受入れや、専門的な知識・技術を持つ職員の派遣など、地域福祉の向上にも寄与している。 ・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し、93.4%と高水準となっている。 以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として、概ね適切に管理・運営を行っている判断する。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称: 社会福祉法人三重県厚生事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県身体障害者総合福祉センター事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務をはじめ、生活援助棟の業務として「施設入所支援」「日中活動支援」等の事業、また、福祉センターA型の業務として「リハビリテーション」「障がい者スポーツ」等の事業を実施した。
- ・障がい者スポーツ推進について、定期的にスポーツ教室(53回開催、参加者316名)を開催した。
- ・令和6年度三重県初級パラスポーツ指導員養成講習会(7月6日～7日・13日～14日:修了者数11名)を開催した。
- ・第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」:10月26日～28日 三重県選手団として、選手・役員を派遣した。
【個人競技】出場選手36名 役員38名、【団体競技(グランドソフトボール)】出場選手15名 役員6名が参加した。個人競技で金メダル14個、銀メダル7個、銅メダル9個を獲得した。
- ・施設貸出では、運動施設(テニスコート・グラウンド・体育館)1,407件、19,640名、研修施設288件、4,930名の利用があった。宿泊施設の貸出について、ニーズの減少により利用はなく、令和7年3月21日に県条例改正により廃止となった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・昭和60年の開設以降、39年を経過したが、施設及び設備について、仕様書に基づき業務委託する等、適正に維持管理した。
- ・施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務について、体育館東側外灯修理(LED化)など、計127件を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・利用者(障がい者)の人権尊重への取組として、意見箱を設置している。
- ・人権に対する意識を高めるため、権利擁護や虐待防止に関する研修を実施した。窓口にて、筆談等による対応を行い、来所される様々な方への対応を行った。
- ・事故を未然に防止するため、各施設においてヒヤリ・ハット事例の検証を行うとともに、全職員が事例や事故防止策を共有した。
- ・職員補充の際には、男女共同参画の観点をふまえて公募するとともに、育児休暇の取得等の環境整備に努めた。
- ・福祉用具セミナー、福祉用具フォーラム等をとおして、福祉用具の相談・自助具の製作、福祉用具や住宅改修の研修を開催する等、福祉用具の普及・促進と産業振興に寄与した。
- ・障がいに対する理解促進や次世代育成の場として活用できるよう、教育、福祉、医療関係機関等からの施設体験や職場体験、実習生、ボランティア(生活援助棟訓練(日中活動)、障がい者スポーツ教室、三重県障がい者スポーツ大会等)の受け入れを行った。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開については、法人情報公開実施要綱に基づき運用を図った。開示請求は1件だった。
- ・「個人情報保護に対する基本方針」及び個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」を窓口にて公表した。
- ・施設利用者の個人情報の管理について、書類は施錠できる書庫に、デジタルデータはアクセス権を制限する等、管理を徹底した。

⑤その他の業務

- ・行政機関、教育機関等からの依頼により、専門的な知識や技術を有する職員を講師や審査員等として派遣、また障がい者スポーツ教室へも障がい者スポーツ指導員を派遣した。また、258件に対して、無料でスポーツ用具の貸出を行った。
- ・三重県のリフト付バス「太陽号」の適正利用のための利用者確認等を実施した。利用件数は9件、稼働日数は11日だった。

- ・施設利用者及び職員の安全確保のため、年2回の全館避難訓練、年1回の夜間避難訓練(生活援助棟)を実施した。
- また、防犯対策として、防犯カメラを敷地内や出入口に設置しており、警備員室及びスタッフルームで監視できる体制をとっている。また、緊急時に備えるため、さすまたを常備する等している。
- ・施設管理として、除草や樹木の剪定等を定期的を実施して、施設利用者や地域住民の方に安全・安心に利用していただけるようグラウンドをはじめとして整備した。
- ・センター全体の普及啓発として、ホームページの随時更新、パンフレットの刷新を行った。また、広報誌「C」を年2回発行するとともに、YouTube「三重県厚生事業団チャンネル」等により、普及啓発を行った。

(2) 施設の利用状況

施設の利用状況(延利用者数)については、下記のとおりである。(単位:人)

	R5	R6
施設入所支援	10,922	11,866
日中活動支援	10,104	10,640
短期入所	132	101
運動施設	22,892	19,640
宿泊施設	0	0
研修施設	4,889	4,930
計	48,939	47,177

2 利用料金の収入の実績

利用料金の収入の実績は下記のとおりである。(単位:円)

	R5	R6
支援費	148,018,706	162,979,114
診療報酬	6,198,708	5,769,917
介護保険	9,170,529	8,421,657
運動施設	1,087,980	841,315
宿泊棟	0	0
計	164,475,923	178,012,003

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	158,822,685	160,865,000	事業費	42,809,424	47,170,609
利用料金収入	164,475,923	178,012,003	管理費	402,087,491	411,256,638
その他の収入	110,898,056	108,571,314	その他の支出	3,394,423	2,594,092
合計 (a)	434,196,664	447,448,317	合計 (b)	448,291,338	461,021,339
収支差額 (a)-(b)	△14,094,674	△13,573,022			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	1 日中活動系サービス利用率 80%【日中活動延べ人数/年間日中活動利用定員】 2 リハビリテーションの実施件数 5,300 件 3 三重県障がい者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数 3,500 名 4 福祉用具相談支援件数 350 件
成果目標に対する実績	1 日中活動系サービス利用率 65.9%【10,640 人/16,140 人】 2 リハビリテーションの実施件数 3,751 件 3 三重県障がい者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数 2,909 名 4 福祉用具相談支援件数 222 件
今後の取組方針	1 日中活動系サービス利用率 65.9%であり、目標値 80%を下回った。 近隣における新規施設が増えたことなどから、コロナ禍前の水準までには回復していないが、利用率は、昨年度(62.4%)より 3.5 ポイント向上している。 今後も、支援部ケースワーカー及び高次脳機能障害支援コーディネーターを中心に病院入院者や地域包括支援センター利用者のニーズ把握に努めるとともに、利用案内や広報誌の作成、チラシ・PRビデオを活用してニーズの掘り起こしと施設のPRに努め、関係機関と連絡を密にして利用率を高めていく。 2 リハビリテーションの実施件数 3,751 件であり、目標値 5,300 件を下回った。 介護保険利用者の高齢化により、通所が困難になったこと、また施設へ入所することで利用が中止になるケースが重なったこと等がその理由としてあげられる。 今後も施設のPRに努め、関係機関と連絡を密にして利用率を高めていく。 3 三重県障がい者スポーツ大会・2024 三重県ふれあいスポレク祭参加人数 2,909 名であり、目標値 3,500 名を下回った。 卓球(一般卓球): 2月8日実施予定が大雪警報のため中止になったが、令和5年度よりも参加人数が増えた(令和5年度 2,618 名)。参加人数については改善傾向にあるが、今後も障がいのある方の社会参加の促進及び県民の障がい者に対する理解を深めるため、関係団体等と連携して実施していく。 4 福祉用具相談支援件数 222 件であり、目標値 350 件を下回った。 福祉用具を扱う福祉用具専門相談員・相談窓口の増加やオンラインでの研修等が増え、支援者が資質向上を図る機会が増えたこと、インターネットの普及により、検索して容易に解決できるようになったり、格安の便利道具が増えたりして、福祉用具が容易に手に入るようになったこと、また、三重県障害者相談支援センターからの判定業務についても、コロナ禍以降、来所することが減ったこと等がその理由としてあげられる。 今後も引き続き、障がいのある方が安全で快適な生活が送れるよう、相談支援を継続していく。 ※自主目標の地域生活移行率は 82.3%であり、目標値 50%を大きく上回った。 引き続き、個別支援計画に基づいて地域生活移行支援を実施し、通過型訓練施設としての役割を果たしていく。また、簡易自動車運転シミュレーターによる評価・パソコン訓練等、利用者ニーズに合わせた取組を強化していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	三重県身体障害者総合福祉センター管理に関する協定に基づき、県担当課との協議のもと、適正に管理業務を実施した。
2 施設の利用状況	B	B	生活援助棟については、医療機関及び行政機関等と連携し、受傷後から社会復帰後の支援まで関わり、通過型訓練施設として利用者の社会復帰支援を実施した。 また、診療については、主に医療機関及び居宅介護支援事業所等と連携し、在宅障がい者、要介護者等を対象とした外来通院リハビリテーション、通所リハビリテーション等を実施した。
3 成果目標及びその実績	C	C	良質のサービスを提供し、利用者の満足度を高めるため、ニーズの変化に対応するバランススコアカードをツールに用いて事業運営を実施した。 実績について、目標値に至らなかったが、地域生活移行率については、目標値を大きく上回った。

※評価の項目「1」の評価： 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価： 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・日中活動系サービス利用率 65.9%について、目標値 80%は達成できなかったが、高次脳機能障がい者への訓練や、自動車訓練、日本情報処理検定協会検定試験の実施や受験支援等、専門的・特徴的な訓練を実施した。情報訓練では、情報処理技術の習得や向上を目指して取り組まれた結果、多数の方が各種資格を取得された。自動車訓練では、運転技術を習得して就労先へ通われたり、生活の幅を広げたりと、生活の質の向上へとつなげることができた。調理訓練では、利用者の方とメニューの献立を考えたり、実際に調理を行ったりして、必要な機能を身につけていただいている。また、施設内において日課を工夫することで、生活にメリハリを付け、季節を感じながら楽しみとなる時間を過ごしていただくことができた。 ・成果目標に対する実績(①日中活動系サービス利用率 80%、②リハビリテーションの実施件数 5,300 件、③三重県障害者スポーツ大会・三重県ふれあいスポレク祭参加人数 3,500 名、④福祉用具相談支援件数 350 件)について、達成することができなかった。 ・自主目標の地域生活移行率は 82.3%であり、目標値 50%を大きく上回った。 ・三重県障がい者スポーツ大会について、障がいのある方の社会参加の促進及び県民の障がい者に対する理解を深めるため、関係団体等と連携して実施した。 ・医療保険、介護保険でのリハビリテーションについて、ニーズを分析しながら必要なリハビリテーションを効果的に実施した。 ・現状を正確に把握、認識したうえで改善につなげるため、障害福祉サービスや診療所、スポーツ施設等利用者を対象に、アンケートを2回(令和6年8月回答率 94.3%、令和7年2月回答率 92.5%)実施し、利用者の満足度向上につなげた。 ・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し、93.4%と高水準であった。 ・アンケート内容には権利擁護の観点から職員が適切な支援を行っているかどうかについての項目もあり、利用者に回答していただいている。その上で、アンケート内容についての確認・検証を行い、今後のサービス向上に活かしている。 ・知識の定着だけでなく、職員一人一人が虐待や不適切なケアについて考えていただくことを目的として虐待防止研修を実施した。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県視覚障害者支援センター（津市桜橋二丁目131番地）
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 中島 信哉
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物の利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行い、適切な施設管理を行うとともに、不要となった物品の整理・廃棄を行うなど、環境整備に努めており、管理業務を支障なく実施している。
2 施設の利用状況	B	B			各種講習会等の開催やボランティアによる利用等、積極的な施設の利用促進が図られており、図書等の貸出数と生活訓練の参加者数についても昨年度実績を上回った。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標は、図書等の貸出数については目標を達成した。生活訓練参加者数については目標を達成できなかったものの達成率は99%と目標値に近い実績であり、昨年度の実績を上回った。

※「評価の項目」の県の評価： 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・図書館業務の成果目標である図書等貸出数は111,747タイトルと目標(84,000タイトル)を達成した。中でも、サピエ図書館(点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース)の利用は昨年度より大きく増加(R5: 90,966件→R6: 97,267件)している。 ・もう一つの成果目標である生活訓練参加者数は、視覚障がい者のニーズに応じたさまざまな個別訓練の実施によって、延べ592人の実績となった。目標値(600人)を下回ったものの、目標達成率は99%と目標値に近い実績であり、昨年度実績(R5: 582人)を上回った。特にメディア、県・市町及び福祉団体等発行の広報誌及び眼科医会の冊子等を通じてセンター事業の案内をすることにより広報を強化した。 以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称: 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 三重県視覚障害者支援センター事業の実施に関する業務

ア. 成果目標及び実績(2項目中1項目達成)

・図書貸出タイトル数 目標 84,000 実績 111,747(直接貸出 14,480、サピエ 97,267)

・生活訓練参加者数 目標 600 人 実績 592 人(歩行 202 人、家事管理 58 人、福祉機器 231 人、点字指導 82 人、料理教室 3 人、社会資源活用 16 人)

イ. 達成目標(自主目標)に対する実績(10 項目中7項目は目標達成:点訳奉仕員養成講習(初級)修了者数は、講習の申込者数が昨年度より大幅に減少し、目標未達成となった。音訳奉仕員養成講座修了者数は、目標未達成となったものの、目標達成率が95%と目標値に近い水準であり、昨年度実績(R5実績:16人)を上回った。スキルアップ講習会は受講対象者自体が既に受講済みの方が多く、本年度も未達成である。)

・図書の製作編集 タイトル数 107% (321 タイトル/300 タイトル)

・図書日より発行 回数 200% (12 回/6 回)

・点訳奉仕員養成講習(初級)開催数 120% (6 日/5 日)

・点訳奉仕員養成講習(初級)修了者数 80% (16 人/20 人)

・点訳奉仕員養成講習(中級)開催数 100% (20 日/20 日)

・音訳奉仕員養成講座開催数 100% (40 日/40 日)

・音訳奉仕員養成講座修了者数 95% (19 人/20 人)

・スキルアップ講習会出席者数 60% (197 人/330 人)

・県政だより点訳版・録音版発行回数 100% (12 回/12 回)

・みえ県議会だより点訳版・録音版発行回数 100% (7 回/7 回)

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設内を職員が毎日巡回し、必要がある場合は社会福祉会館の管理者に相談し、簡易なものは修理等を依頼している。設備面では、多目的トイレ内の自動点灯・消灯センサー及び音声案内機器を設置し、より利用しやすいよう改善した。

③ 県施策への配慮に関する業務

ア. 人権尊重社会の実現

小・中学生等に対する視覚障がい者教育の実施として、当センターの見学時や小学校等において、地域で生活する視覚障がい者や盲導犬の話など、会長をはじめとした役員、職員が地元の人権擁護委員と協働して、人権尊重社会の実現のための啓発活動を行っている。

・施設見学 1校 59 人 ・学校訪問 8校 317 人

・夏休み盲導犬学習会として、小・中学校向け講座 児童・生徒等 29 人、保護者 23 人が参加

・夏休み点字教室 6回 81 人

イ. 男女共同参画社会の実現

指定管理者である三重県視覚障害者協会では、その組織の一部に女性部を置き、講演会開催等の活動を行うほか、理事・評議員へ女性の登用を行っている。

・理事に女性2人(2/10 人) 20%、評議員に女性4人(4/17 人) 24%

ウ. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

三重県視覚障害者協会が三重県後期高齢者医療広域連合から依頼を受け、「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のしおり」点訳版・音声版の作成を行った。また、三重県視覚障害者協会会員がUDアドバイザーとして活動している。

エ. 次世代育成支援の推進

小・中学生に対する視覚障がい者教育の実施 (再掲)

・施設見学 1校 59 人 ・学校訪問 8校 317 人

・夏休み盲導犬学習会として、小・中学校向け講座 児童・生徒等 29 人、保護者 23 人が参加

オ. 環境保全活動の取組

引き続き、コピー用紙の再生紙利用やグリーン購入、廊下や使用していない部屋の消灯など、電気使用量の節減に努めるとともに、録音テープのリユースや廃棄点字図書をリサイクルに供した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」に基づき実施している。令和6年度の開示請求はなし。

個人情報保護については、「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護に関する事項」を遵守するとともに、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報保護規定」により対応することとしている。令和6年度は対応はなし。

⑤ その他の業務

該当なし

(2) 施設の利用状況

視覚障がい者の方の集会、点訳奉仕員・音訳奉仕員講習会、生活相談・訓練、センターから依頼している点訳・音訳作業、点訳・音訳グループの研修会や活動打合せなどで、各研修室等を使用している。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	47,645,536	47,341,974	事業費	10,023,266	9,563,187
利用料金収入	0	0	管理費	37,622,401	37,583,217
その他の収入	131	7,656	その他の支出	0	0
合計 (a)	47,645,667	47,349,630	合計 (b)	47,645,667	47,146,404
収支差額 (a)-(b)	0	203,226			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	・図書貸出タイトル数 84,000 タイトル ・生活訓練参加者数 600 人
成果目標に対する実績	・図書貸出タイトル数 111,747 タイトル(直接貸出 14,480、サピエ 97,267) ・生活訓練参加者数 592 人(歩行 202 人、家事管理 58 人、福祉機器 231 人、点字指導 82 人、料理教室 3 人、社会資源活用 16 人)
今後の取組方針	視覚障がい者のニーズに的確に応えられる三重県視覚障害者支援センターとして、職員の資質向上を図るとともに、当センターの運営にとってパートナーともいえる、ボランティアの育成・確保、レベルアップに努める必要がある。 また、中途視覚障がい者の増加に合わせ、生活訓練・指導の充実をさらに図っていく必要がある。引き続き、限られた職員体制のもとで専門性を高めながら、ICTなどセンター利用者のニーズに適切に対応していく。 図書関係については、幅広く、より多くの分野の蔵書を増やすことや、図書のデジタル化を積極的に推進する必要がある。また、サピエ図書館の利用拡大を図ることも重要である。反面、点字については、固定的な利用者が多いため、SDカードの使用など利用者のニーズを反映した対応を実施している。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	・三重県視覚障害者支援センターの管理に関する協定に基づき、県担当課との協議のもと、適正に管理業務を実施した。 ・施設や備品の経年劣化もあるが、業務に支障が出ないよう早めの対応をするなど、工夫をしながら事業を行っている。
2 施設の利用状況	B	B	・点字図書館部門については、直接貸出数は減少したものの、その反面サピエ図書館利用件数は増加し、貸出タイトル数は目標を達成しており、利用状況は大変順調である。毎日多くの点訳、音訳、ITサポーターなどのボランティアがセンターを訪れ、作業や各種会合、研修に利用している。 ・三重県視覚障害者協会の女性部及び情報部等の講演会や会議並びに当センター事業のICT講習会や生活相談・訓練などに活用されているほか、スポーツ活動促進の一環としてサウンドテーブルテニスの愛好者にも利用されている。 ・土曜開館については、第三土曜日の専門相談員による相談は、平日に勤務している視覚障がい者、特に若い世代の視覚障がいを持つ利用者にとって利用しやすく、また土曜日を中心に活動する点訳、音訳ボランティアグループの利用も定着し、人数も増加傾向である。また、土曜日は館内空調が使用できず、特に夏季は近年の猛暑により、冷房設備のない研修室や来客等の窓口がある事務室等の温度管理ができず、利用者の健康管理が大きな課題となっている。
3 成果目標及びその実績	B	B	・成果目標は、図書等の貸出数については目標を達成したが、生活訓練参加者数については目標を達成できなかった。生活訓練参加者数は目標値を下回ったものの達成率は 99%と目標値に近い実績であり、昨年度の実績を上回った。

※評価の項目「1」の評価：

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	点訳奉仕員の初級養成講習会は、新聞広報や市町の広報等を活用させていただき、広く周知を行ったが、昨年度より受講者数は減少した。当センターは、視覚障がい者にとって、唯一といえる県内全域の公の施設であることを十分認識し、現在まで数多くのボランティアを育成し、協働しながら視覚障がい者を支援する役割を果たしてきた。ボランティアの育成は、当センターにとって重要な取組でもあり、引き続き、新たな担い手の確保にも力を入れていく必要がある。 職員及び視覚障がい者生活訓練等指導員が電話または来館による生活相談を受け、十分に聴き取りをした上で、生活訓練等につなげるよう努めている。なお、視覚障がい者の方に寄り添うため、希望されれば、ピアサポーターである三重県視覚障害者協会の役員が相談を受けている。眼科医や市町の担当部署への啓発に努め、当センターのリーフレットを配布することなどにより、眼科の診察後に来館される視覚障がい者の方も増えてきている。 今後も、当センターのより一層の認知度向上や、希望の多いパソコンやスマホ等の講習会について、当センターを拠点としながら各地域においても実施するなど、視覚障がい者のICT関係事業の充実等を図り、センターを利用する視覚障がい者をはじめ、点訳・音訳のボランティア等、多くの一般県民サポーターも含め、利用者のためのセンターとなるよう努めていく。
---------------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和6年度分）

<県の評価等>

施設所管部名：子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県聴覚障害者支援センター（津市桜橋二丁目131番地）
指定管理者の名称等	一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。 ・災害発生時における被災者支援に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、管理業務の実施状況は良好である。メール誤送信によるメールアドレス漏洩の事案が発生したが、対象者に向けた経緯説明を含めた迅速な対応や、情報管理についての職員向け研修の実施などに取り組んだ。
2 施設の利用状況	B	B			受付にヒアリンググループなどの機器を常備し、聴こえを支援する利用環境を整えている。また、関係団体の活動や交流の場として利用されており、利用者数は令和5年度より大幅に増加している。
3 成果目標及びその実績	B	B			施設利用者数においては目標値 4,700 人に対し実績は 5,102 人となり、目標を達成できた。 情報発信回数においては目標値 240 回に対し実績は 195 回となり、目標を達成できなかったものの、令和5年度実績（183 回）を上回っている。

※「評価の項目」の県の評価： 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・利用者の要望に基づいてヒアリンググループ等聴こえを支援する機器を設置し、利用環境の整備を図っている。 ・ホームページやLINEを活用して聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、遠隔手話通訳サービスの説明会・体験会を開催するなど、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、利用促進に努めている。 ・例年開催しているセンターまつりについて、聴覚障がい関係団体等のブース出展により、聴覚障がい関連の取組の周知を行った。 ・施設利用者数については目標値 4,700 人に対し実績は 5,102 人となり、目標を大きく上回った。 ・情報発信回数については目標値 240 回に対し実績は 195 回となり、目標を達成できなかったものの、令和5年度実績（183 回）を上回っており、改善傾向にある。 以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称:一般社団法人三重県聴覚障害者協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県聴覚障害者支援センター運営事業の実施に関する業務

- ・字幕映像ライブラリー貸出数は 216 本。その約5割は三重県立聾学校への出張貸出におけるものであるため、新たに作品を増やす際には、子ども向けのものを優先的に選択した。また、センター内での貸出については手話学習者の利用もあるため、手話が挿入されている作品も積極的に増やした。制作については事業に関する啓発動画に取り組み動画サイトにアップロードを行った。
- ・意思疎通支援者及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に必要な人材確保のため、手話通訳者養成研修、要約筆者養成研修、盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催し、それぞれ 18 名、5 名、5 名が受講した。
- ・意思疎通支援者及び盲ろう者通訳・介助員として登録している方を対象にスキルアップ研修を開催し、延べ 453 名が受講した。
- ・市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、県に登録している手話通訳者等を派遣した。
- ・難聴者・中途失聴者を対象とした生活訓練として手話教室を、毎月 1 回開催した。
- ・情報支援機器の貸出が増加している中、貸出日や返却日の調整および必要なメンテナンス管理を適切に行いながら対応した。
- ・災害発生の際、早急に聴覚障がい者への支援活動を行うために必要な要支援者名簿を対象市町から受け取り、情報の管理および更新を行った。
- ・心のバリアフリー事業として、盲ろう者に対する理解促進を図るための動画を当事者団体の協力を得て作成、ホームページに 5 回アップロードした。また、センターまつりを四日市市緑地公園芝生広場で開催し、約 200 名の来場があった。
- ・災害支援サポーター養成講座では、講師に石川県聴覚障害者災害救援対策本部副本部長をお招きし、能登半島地震にてろう者がおかれた状況について知り、平常時から環境や体制を整備することの大切さを確認した。また、新規のサポーター登録者を 134 人得た。
- ・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスの説明会・体験会を 2 回実施し、啓発を図った。
- ・DWA T 登録員研修に積極的に参加し、担当職員の資質向上・研鑽に努めた。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

所有する機器の管理・点検を随時行った。また、経年劣化による備品の買替等、必要な措置を行った。

③県施策への配慮に関する業務

ア 人権尊重社会の実現

ICTを活用した遠隔テレビ電話システムを活用し、きこえない人の手話による相談等のやりとりが、きこえる人の音声通話と同等にできる環境を維持した。

イ 男女共同参画社会の実現

センター職員に女性を多く配置している。また、手話通訳者等においては女性が積極的に活動している。

ウ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

センター入口に補助犬受け入れステッカーや手話マーク、筆談マーク、点字板見取り図を掲示し、受付には窓口用ヒアリングループ、簡易筆談器及び助聴器、集音器を設置している。また、団体や企業からの聴覚障がい者への合理的配慮についての相談に応じ、聴覚障がい者支援機器の紹介や助言を行った。

エ 次世代育成支援の推進

県内の手話サークルへ出向き、盲ろう当事者との交流の場を設けることで、盲ろう者への理解を促すとともに、盲ろう者通訳・介助員を目指すきっかけとなるよう取り組んだ。

オ 環境保全活動の取組

コピー用紙の再生紙利用、グリーン購入や両面印刷等を行うとともに、部屋を使用しない際は消灯やエアコンを切ることを徹底するなど、環境保全活動に努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」を平成 24 年4月1日に制定している。令和6年度中の開示請求は0件であった。
- ・個人情報保護については、「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護」に関する事項を遵守するとともに、指定管理者である一般社団法人三重県聴覚障害者協会が平成 24 年 4月1日に制定した「保有個人情報取扱規程」及び「三重県聴覚障害者支援センター個人情報保護実施要領」に基づき対応している。令和6年度は、メール誤送信によるメールアドレス漏洩の事案が 1 件発生した。

⑤その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況

	目標	実績
施設利用者数	4,700 人	5,102 人

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	30,499,306	30,350,552	事業費	15,054,988	15,536,368
利用料金収入			管理費	15,529,155	14,659,479
その他の収入	71	4,201	その他の支出	0	0
合計 (a)	30,499,377	30,354,753	合計 (b)	30,584,143	30,195,847
収支差額(a)-(b)	△84,766	158,906			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	・施設利用者数 4,700 人 ・字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数 年 240 回以上
成果目標に対する実績	・施設利用者数 5,102 人 ・字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数 年 195 回
今後の取組方針	・ホームページやLINE、センターだよりなどによる情報発信により、さらに多くの方々に三重県聴覚障害者支援センターを知ってもらい、幅広く利用をしてもらえるよう努める。 ・多くの県民が集まる場においてイベントを計画し、センターが行なっている事業の啓発に努める。 ・月1回の手話による映像制作を行い、ホームページや動画サイトで積極的に発信していく。 ・より多くのきこえない人が、情報保障のあるイベント等に参加できるよう、引き続きイベント等のタイムリーな情報発信に努める。 ・字幕映像ライブラリー作品について、聴覚障がいのある子どもやその保護者、また手話学習者など利用が多い層を考慮したDVD作品を増加させることで、貸出数の増加に努めていく。 ・遠隔手話相談・遠隔手話通訳サービスがより使いやすくなるよう検討していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	・施設の管理や点検を定期的実施するとともに、必要な修繕を行っている。また備品の適切な維持管理を行っており、管理業務の実施状況は良好である。 ・メール誤送信によるメールアドレス漏洩の事案が1件発生したが、県と連携の上、対象者に向けて経緯説明を含めた対応を速やかに実施したほか、個人情報の取扱いに関する職員研修を実施した。
2 施設の利用状況	B	B	・センターの事業を実施するほか、関係団体の活動や交流の場として有効に活用してもらっている。 ・受付には窓口用ヒアリングループや助聴器などを設置し、きこえにくい方々を支援する対応を行った。
3 成果目標及びその実績	B	B	・施設利用者数は、令和5年度より1,046人増の5,102人となり、目標値4,700人を大きく上回った。 ・情報発信回数は、目標年240回以上に対し実績195回となり、目標値を達成できなかった。(81%)

※評価の項目「1」の評価：

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・ 成果目標 2 項目のうち、成果目標を達成できたのは 1 項目であった。 ・ 施設利用者数は増加傾向にあり、実績が目標値を大きく上回った。 ・ 情報発信回数については、目標を達成できなかったものの、令和 5 年度実績（183 回）を上回った。今後は、より多くの情報を多様な媒体から収集・整理することにより、より多くの情報を発信することができるよう努めていく。 ・ ホームページの閲覧数が減少傾向にある。情報発信やセンター周知のためにも、手話動画を増やす等ホームページをより充実させ、閲覧を促進する必要がある。 ・ 遠隔手話相談・遠隔手話通訳サービスの普及啓発をさらに進める必要がある。イベントの場でブースを設けて体験してもらうことや、関係機関の協力を得て説明会を行うなど、積極的に進めていきたい。 ・ 意思疎通支援を担う新しい人材を養成する講座において、継続的かつ効果的な養成方法の検討が必須である。 今後、新しく意思疎通支援者として登録する人に向けた懇談会及び、技術の向上を含めた研修会等を計画していく。
---------------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施設所管部名:子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立みえこどもの城（松阪市立野町 1291 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 中山 恵里子
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	A	A			業務計画に基づき、管理・運営業務や施設・設備の維持管理及び修繕等を適切に実施している。利用者満足度で高い評価を得られるよう、体験型事業の充実に積極的に取り組んだほか、平日における親子の居場所づくりの新規事業など、集客のための各種取組を継続的に実施している。
2 施設の利用状況	B	B			年間総利用者数は目標値に至らなかったが、利用者満足度は 99%と高い基準に達している。来館者はもとより関係者の安全・安心を確保するため、大規模な修繕が必要な設備については適時県に情報提供している。また、利用者の満足度において高い評価を得られるよう、効果的かつ効率的な事業を実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」は 209,568 人（目標 220,000 人）であり、目標には 10,432 人届かなかったが、令和 5 年度の 207,168 人から約 2,400 人増の改善となった。「利用者の満足度」は目標 80%に対し 99%、「児童健全育成拠点事業実施回数」は目標 90 回に対し 103 回と目標を上回った。また、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」についても、目標の 100%を達成した。

※「評価の項目」の県の評価： 「+」（プラス）→ 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」（空白）→ 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・管理業務の実施状況について、業務計画に基づき、管理・運営業務を適切に行っている。県内の小型児童館に出向き、みえこどもの城への来館が難しい子どもたちにも、おしごと広場を体験できる事業を令和5年度から実施するなど、より多くの子どもたちへ体験機会を提供する取組を継続している。 ・施設の利用状況、成果目標及びその実績については、県が指定する成果目標のうち、「年間総利用者数」は未達成であるものの、「利用者の満足度」、「児童健全育成拠点事業実施回数」、指定管理者独自目標である「サービス提供基盤の安定度（施設完全稼働率）」は目標を達成した。 以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として、適切に管理・運営をしていると判断する。みえこどもの城のさらなる魅力の向上につながるよう、引き続きこれまでに積み重ねてきた経験やノウハウを活用し、業務に取り組まれることを期待する。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称: 公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①みえこどもの城管理・運営事業の実施に関する業務

みえこどもの城の管理に関する基本協定に掲げた基本目標のもと、みえこどもの城施設及び設備の利用に供する事業及び児童健全育成等に関する事業に取り組んだ。

○みえこどもの城の施設を活用した事業

みえこどもの城で行う各種イベントについて、来館者はもとより関係者の安全安心に配慮した運営を行うとともに、利用者の満足度においても引き続き高い評価を得られるよう、各事業において体験企画の充実をはかりつつ、効果的な事業を実施した。また、平日の親子の居場所づくりの新規取組として「ファーストアート」「助産師さんの子育て相談コーナー」などを実施したり、団体向けにメニューの新規企画をするなど平日の利用客の確保に注力した。

○児童健全育成拠点事業

地域の様々な主体と協働し、地域に出向き事業を展開することで、地域で子どもを見守るネットワークが形成され、それが各地に広がっていくよう、地域の子育て環境づくりを支援する取組に力を入れつつ、様々な事業を実施した。昨年に引き続き、三重県児童館連絡協議会と連携し県内の4つの小型児童館において出張版おしごと広場を開催し、子どもたちが普段活動している場所で新たな体験ができる機会を提供した。

○地域協働大型事業

地域の様々な団体等への働きかけにより、参加企業・団体の拡大を図るとともに、参加者の相互交流機会の創出に留意して取り組んだ。

また、若者の社会参画を応援する視点から、「キッズおしごと広場」や「サイエンスフェスタ」「お茶フェスタ」「ペットボトルロケット大会」において、学生が企画したイベントを実施したり、中・高・大学生へのボランティア参画の働きかけ、県内の工業高校等と連携した「三重県工業高校生フェア」やスーパーサイエンスハイスクール指定校の協力による「高校生☆プラネタリウムコンテスト」の実施など、学生の活躍の場の提供を行った。

さらに、「コドモ1000ボイス」の発表や「オレンジポスト」など子どもの率直な声を聞く取組を積極的に行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

令和6年度は、指定管理事業予算で、ウォータークーラー(2台)の設置、コインロッカー(6台)の設置を行うなど、来館者へのサービスの向上にかかる改善などを行なった。また、指定管理事業予算で対応できない大規模な修繕・更新については、継続して施設の状況や修繕・更新の必要性を県に情報提供し、イベントホール上屋根雨漏り緊急修繕、ドームシアターの座席カバーの設置などが順次実施された。

③県施策への配慮に関する業務

県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深めるとともに、指定管理業務で実施する事業の中で子どもや家族の理解促進を図った。

- ・毎月第3日曜日にドームシアター・プラネタリウムにて「家庭の日」特別無料投影を行った。
- ・子ども虐待防止啓発月間に合わせて「オレンジポスト」を設置し、こどもの声を聴く取組を実施するとともに、館内に啓発パネルを展示した。また、いろいろな親子がつながることを目的に、段ボールの家に自由にシールを貼っていく「まるシールアート」を実施するなど啓発に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

情報公開、個人情報保護については、組織におけるコンプライアンス順守の重要事項ととらえ、研修や全体会議などで職員に十分に周知し、知識と意識の浸透を図り、財団の情報公開実施要項及び個人情報保護実施要項に基づき適正に運用した。

⑤その他の業務

○県からの受託事業

こども消費者教育事業

子どもに健全な遊びを通してお金や消費生活について知識を学ぶワークショップや子どもと保護者を対象としたセミナーなどを開催した。

○危機管理の取組

自然災害への対応、気象環境の変化に合わせ、財団の危機管理マニュアルを改正し職員に周知するとともに、避難訓練、不審者対応訓練の実施、救命講習の受講など、未然防止と適切な初期対応が可能となるよう取り組んだ。

(2)施設の利用状況

	目標	実績
年間総利用者数	220,000 人	209,568 人
サービス提供基盤の安定度(施設完全稼働率)	100%	100%

2 利用料金の収入の実績

令和6年度実績 11,079,880 円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	142,182,156	146,675,070	事業費	97,352,145	98,767,047
利用料金収入	11,866,020	11,079,880	管理費	57,770,752	64,274,967
その他の収入	22,018,483	22,808,772	その他の支出	21,015,702	17,597,453
合計 (a)	176,066,659	180,563,722	合計 (b)	176,138,599	180,639,467
収支差額 (a)-(b)	△ 71,940	△ 75,745			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	762,200
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	・年間総利用者数 220,000 人 ・利用者の満足度 80% ・児童健全育成拠点事業実施回数 90 回以上 ・サービス提供基盤の安定度(施設完全稼働率)100%
成果目標に対する実績	・年間総利用者数 209,568 人 ・利用者の満足度 99% ・児童健全育成拠点事業実施回数 103 回 ・サービス提供基盤の安定度(施設完全稼働率) 100%
今後の取組方針	引き続き地域社会との連携と協働を推進し、子どもの育ちや若者の活躍のための機会の提供を積極的に進める。また、県の子ども計画「ありのままみえっこプラン」の趣旨を踏まえた取組を展開し、「こどもまんなか社会」の実現に資する。さらに財団の強みを生かした魅力的なイベントなどの実施により、利用者満足度の維持・向上を図る。これらの取組や的確な情報発信により、新規顧客、リピーター双方への効果的な訴求、団体利用の促進を図る。 物価の高騰等に伴う支出の増加への対応も経営課題となっている。また、施設、設備の経年劣化に伴う故障等が大きく運営に影響することから、県に対して、引き続き、改修、機器更新及び予防保全の必要性について理解が得られるよう働きかける。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	A	A	既存事業の充実を図るとともに、子どもの「声」を聴く、平日の親子の居場所づくりなど積極的に新たな取組を実施した。 安心・安全、効率的な運営が可能となるよう施設の維持・修繕を行い、管理瑕疵に起因する休館はなかった。 利用者の安全・安心の確保及び満足度の向上を図るため、修繕・保全の必要箇所、点検結果等の情報を県と共有した。
2 施設の利用状況	B	B	地域の企業や団体との協働による子どもや若者の活躍の機会の提供を積極的に進めるとともに、ドームシアターの効果的な活用、職員の創意工夫によるイベントの実施などにより、成果目標値に近い利用者数を確保している。 利用者の満足度は、成果目標値を大きく上回っており、こどもの城の機能と職員のスキルを発揮し利用者に魅力ある事業を提供できた。
3 成果目標及びその実績	B	B	総利用者数が成果目標を下回ったものの、利用者の意見の反映、事業内容のブラッシュアップなどに取り組んだ結果、総利用者数は成果目標値に近づけることができ、利用者の満足度、児童健全育成拠点事業実施回数は目標を大きく上回っている。

※評価の項目「1」の評価： 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価： 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	第4期みえこどもの城指定管理事業計画に基づき、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用を図った。また、企業、大学、団体、ボランティア等といった地域社会との協働により、子どもの成長の支援と子どもが豊かに育つ地域社会づくりを推進した。 みえこどもの城で行う各種イベントについて、来館者はもとより関係者の安全安心に配慮した運営を行うとともに、子どもの興味関心を高める空間・イベントの演出に注力し、効果的かつ効率的な事業の実施に取り組んだ。 また、来館者の意見の反映や子どもの声を聞く機会を設ける、平日の親子の居場所づくりなど新しい事業の実施、すべてのスタッフのホスピタリティの向上などにも取り組み、来館者の満足度を高めつつ利用者の確保に努めた結果、総利用者数は成果目標を達成できなかったものの、利用者の満足度(実績 99%)や児童健全育成拠点事業の実施件数(実績 103 件)については目標を大きく上回って達成しており、県立の大型児童館としての機能を発揮し、県内各地の子どもの育ちに資する事業を提供できたものとする。 運営の基盤となるみえこどもの城の施設設備についても、安心・安全の確保、効率的な運営が可能となるよう適切な維持・修繕を行いうとともに、利用者の安全・安心の確保及び満足度の向上を図るため、修繕・保全の必要箇所、点検結果等の情報を県と共有した。 引き続き、地域社会との連携と協働を推進し、子どもの育ちや若者の活躍のための機会の提供を積極的に進めるとともに、県の「ありのままみえっこプラン」の趣旨を踏まえた取組を展開し、「こどもまんなか社会」の実現に資するよう取り組む。
---------------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名:子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県母子・父子福祉センター（津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 伊藤 二時子
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・母子・父子自立支援員の資質を高めるための研修会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			業務計画に基づき管理業務を実施している。利用者の希望にあった就業につながるよう就業支援の企業開拓を行うとともに、相談事業の充実に取り組んでいる。
2 施設の利用状況	B	B			研修会、講習会、各種会議の利用が中心であるが、利用者満足度は高い水準となっている。利用者の更なる増加に向け、広報活動を強化する必要がある。
3 成果目標及びその実績	C	B		—	成果目標5項目中2項目の目標達成に留まっている。目標達成に向けてカウンセリング相談の実施など新たな取組を行っているが、利用者の増加には至っていない。今後、市町や市町社協との連携強化や広報活動の強化等により、認知度の向上に努めながら、利用促進を図る必要がある。

※「評価の項目」の県の評価： 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・母子家庭等の生活の安定に向け各種事業に取り組んだが、成果目標5項目中2項目の目標達成に留まっている。 ・就業支援については、就業実績と就業支援講習会参加者数について成果目標を達成することができなかったが、ホームページやSNSを活用した積極的な情報提供を行い求職者の就業活動に寄与するほか、講習会受講者の資格取得につながるなど、一定の役割を果たしている。 ・各種相談事業については、成果目標を達成することができなかったが、情報発信に努めるとともに、相談業務を拡充するほか、令和5年度からひとり親家庭等相談用AIチャットボットを導入し相談に応じるなど、一定の役割を果たしている。 ・利用者の意見を把握し、丁寧に対応した結果、利用者満足度が9割以上と高水準となっている。 以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。三重県母子・父子福祉センターの認知度向上に努め利用者の増加に取り組むとともに、引き続き利用者ニーズを反映したきめ細やかな対応による業務実施を期待する。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称:一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県母子・父子福祉センター事業の実施に関する業務

○各種相談・研修事業の実施

生活相談、弁護士による法律相談及び産業カウンセラーによるカウンセリング相談、母子・父子自立支援員や、ひとり親家庭等福祉協力員の資質向上のための研修会を開催した。

ア 相談員による一般相談は、電話 81 件、メール 20 件、来所 12 件であった。また、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報に簡単にアクセスできるよう、AIを活用したツールとして、センターのホームページにひとり親家庭等相談用AIチャットボットを導入し、支援の拡大に努めた。

イ 弁護士による専門相談はこれまで津市のみで実施していたが、令和6年度から5地域に拡大し、10 件の利用があり、法律的な観点からの問題解決に一定の効果を上げた。

ウ 産業カウンセラーによるカウンセリング相談を月3回実施した。利用件数は6件であった。引き続き、利用拡大に努める。

エ 母子家庭等を地域で支援する母子・父子自立支援員の資質を高めるため、母子・父子自立支援員研修会を3回開催した。

○就労支援事業の実施

就業・自立支援センターに就業相談員2名を配置し、職業紹介や就労相談、技能習得や簿記初級講習会を開催した。また、第1・第3日曜日に三重県母子・父子福祉センターで就労相談に応じるとともに、求人開拓や、求職登録者への情報提供及び職業紹介を行った。

ア 職業紹介所:求人件数 141 件、求職票 14 件を受理し、就職したのは8件であった。

イ 就労相談:電話相談 37 件、メール相談 15 件、来所相談3件を受け付けた。

ウ パソコン講習会:入門コース(4月)、ワードコース(5~6月)、エクセルコース(9~10 月)を火・金曜日の週2日実施し、入門コースは5名、ワードコースは6名、エクセルコースは 13 名が修了した。また、修了者のうちの一部が日本商工会議所主催PC検定を受験し、エクセルコースは6名(ベーシック級)が資格を取得した。なお、より上位の資格取得のため、受験を見合わせた者もいた。

エ 簿記講習会:簿記初級講習会を開催し、10 名の参加者があった。うち4名が日商簿記初級試験に合格した。

オ 就労に必要なビジネスマナー研修会を開催し、34 名が参加した。

カ 就労に関する研修会:ハローワークと共催で、ハローワークを活用した就職活動の進め方、求人票の見方や面接対策のための研修会を開催し、7名が参加した。

○就業情報提供事業の実施

(1)HPに令和6年度のセンター事業計画や事業の募集案内を掲載した。

(2)ホームページの閲覧は年間で 3,985 件であった(1,182 件増)。

(3)ホームページ以外には、郵送 1,640 件の情報提供を行った(903 件減)。

(4)上記以外にもセンター事業・相談窓口啓発用チラシの増す刷りを行い、三重県母子寡婦福祉連合会大会会議等で約 2,200 枚を配布し、ひとり親家庭対策の内容説明や情報提供に努めた。
引き続き、情報提供方法等の見直しを行い、効果的に実施する必要がある。

○ひとり親家庭情報交換事業の実施

ひとり親家庭の親子の絆を深めるとともに親同志の交流の場とするため、中央事業として2市で親子料理教室を、また、3市町で地域事業として母子家庭と寡婦等の交流事業を実施した。

令和6年度の参加者は 208 名で、内訳は母親 44 名、父親1名、子ども 58 名、寡婦等 105 名であった。

(1)中央事業(親子料理教室)

伊賀市(31 名)と四日市市(27 名)で開催した。親子で料理を作った後は参加者による意見交換(交流会)を実施した。

(2)地域事業

名張市(43 名)は竹あかり体験等、津市(107 名)は伊勢型紙づくり体験、東員町(18 名)は母子寡婦交流会を実施した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

利用者の満足度や利便性の向上を図るため、4月、5月及び12月の3回利用者にアンケート調査を実施し(回答数:14)、利用者の意見や苦情等を把握した結果、「利用された目的は達成されましたか」、「職員の対応はいかがでしたか」という問いに対して「満足」と回答した方は9割以上となった。

③県施策への配慮に関する業務

人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザインの理念は、母子父子寡婦福祉事業を実施するにあたり不可欠な要素である。省資源対策として電気等の効率的な使用、廃棄物発生抑制を行うとともに、資源ゴミの分別、裏面コピー等に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

情報公開に関しては、情報公開実施要領により、個人情報保護に関しては基本協定書に基づき、適切に実施した。

⑤その他の業務

該当なし。

(2)施設の利用状況

- ・カウンセリング相談、就労相談、生活相談の実施(来所対応のほか、電話、メールでも対応)
- ・就労支援講習会(パソコン入門、ワード、エクセル、初級簿記)の実施
- ・母子・父子自立支援員研修会の実施

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	13,487,095	15,395,670	事業費	6,487,102	8,224,526
利用料金収入	0	0	管理費	7,255,460	7,268,458
その他の収入	255,467	97,314	その他の支出	0	0
合計 (a)	13,742,562	15,492,984	合計 (b)	13,742,562	15,492,984
収支差額 (a)-(b)	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	1 ひとり親家庭情報交換会開催回数 毎年度 5回 2 就業実績(就業実績/求職件数) 毎年度 80% 3 相談(就業・生活等)件数 毎年度 340 件 4 就業支援講習会参加者数 毎年度 100 人 5 母子・父子自立支援員研修回数 毎年度 3回
成果目標に対する実績	1 ひとり親家庭情報交換会回数 5回(達成率 100%) 2 就業実績(就業実績/求職件数) 57.1%(8 人/14 人) 3 相談(就業・生活等)件数 129 件(達成率 37.9%) 4 就業支援講習会参加者数 75 人(達成率 75.0%) 5 母子・父子自立支援員研修回数 3回(達成率 100%)
今後の取組方針	1 ひとり親家庭情報交換会 事業内容は定着しているが、令和7年度はその事業効果等の確認を行う等必要に応じて改善を行っていく。 2 就業実績 (1)求職登録 求職登録にあたっては、団体等を通じてPRに努める。また、本センター講習会受講者へ呼びかける。 (2)求職支援 求職者へはきめ細かい対応に努める。また、就業意欲を高めるため子育て後の人生設計について、粘り強く説明を行う。 (3)求人開拓 求人開拓にあたっては、ハローワーク、市町及び市町社協との連携を図る。 3 相談(就業・生活等)件数 相談事業の実施にあたっては、効果的なPR方法と団体等を通じて周知する等の連携強化に努める。 令和6年度からの新規及び拡充したカウンセリング相談と法律相談の件数が増加するようPR等に努める。 また、団体等と連携して出前相談の実施に取り組む。 4 就業支援講習会参加者数 講習会(PC、初級簿記)及び就労研修会の募集にあたって、これまでの周知方法(HP、チラシ、ライン、市町広報)に加えて、市町や市町社協との連携を強化してPR方法の充実を行う。 また、就労研修会はこれまで年1回であるが、2回開催する。 5 母子・父子自立支援員研修回数 母子・父子自立支援員の資質向上につながる研修会の内容を企画する。また、実施にあたっては参加者の要望等を踏まえた内容となるように努める。 ① ひとり親家庭支援に係る行政説明 ② 相談スキル向上のためファシリテーターによるグループワーク ③ ひとり親家庭支援に関わる専門家(弁護士等)による講演会

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	指定管理事業(5か年)の4年目となり、業務計画書に基づき、センター運営を適切に行うとともに、ひとり親家庭等福祉の向上につながるよう各種事業を実施した。
2 施設の利用状況	B	B	研修会、各種会議の開催を中心に利用するとともに就労相談、生活相談の場としても活用した。 また、会議によっては、参加者が参加しやすい日曜日に開催した。 講習会における利用者のアンケートでも概ね満足との回答結果であった。
3 成果目標及びその実績	C	B	成果指標5項目のうち3項目が未達成であったが、目標達成につながる新たな取組を実施した。 ・相談業務ではカウンセリング相談を実施し、法律相談の地域を拡大した。 ・就業支援講習会では市町社会福祉協議会との連携(後援名義)を図った。 ・就業実績では厚生労働省「くるみん」認定企業への求人案内を行った。

※評価の項目「1」の評価： 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価： 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	1 成果指標に対する達成度 成果指標5項目のうち2項目(ひとり親家庭情報交換会開催数、母子・父子自立支援員研修会開催回数)は達成したが、うち3項目(就業実績、相談件数、就業支援講習会参加者数)は未達成であった。 2 目標達成への課題 (1)情報発信 各種媒体(HP、ライン、チラシ、市町広誌等)の活用方法の工夫とSNS(インスタグラム)を積極的に活用する必要がある。 (2)認知度向上 県調査によるとセンターの認知度が低いことから、認知度向上を図るため、行政機関(ハローワーク、市町)や各種団体(市町社協、ひとり親家庭支援団体)と一層の連携を図り、各支援機関の窓口を通じて周知することで、より多くのひとり親にセンターの事業内容を知ってもらう必要がある。 (3)地域での事業展開 地域で実施可能な事業(相談等)に積極的に取り組む必要がある。 3 令和7年度への取組 上記の3つの観点から取組を進めていく。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：子ども・福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県聴覚障害者支援センター（津市桜橋二丁目 131 番地）
指定管理者の名称等	一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川誠子 （津市桜橋二丁目 131 番地）
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関する事。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関する事。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関する事。 ・災害発生時における被災者支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の 評価	全期間におけるコメント
R2	B		機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、管理業務の実施状況は良好である。
R3	B		
R4	B		
R5	B		
R6	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の 評価	全期間におけるコメント
R2	C	+	・手話通訳者等養成講座や生活訓練事業、相談事業を実施しているほか、聴覚障がい者・支援団体の会合や研修に利用される等、積極的な施設の利用の促進が図られている。 ・利用者の要望に基づき、受付に簡易筆談機や助聴器、窓口用磁気ループ等の聴こえを支援する機器を設置する等、利用環境の改善に努めている。 ・令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり施設利用者数の目標を達成できなかった。令和5年度は目標を達成できなかったものの、新型コロナウイルス感染症による利用制限がなくなり施設利用者数が増加傾向となり、令和6年度は目標を達成できた。
R3	C	+	
R4	B		
R5	B		
R6	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

収入の部		支出の部	
指定管理料	148,094,858	事業費	69,444,730
利用料金収入	0	管理費	78,215,986
その他の収入	4,487	その他の支出	0
合計 (a)	148,099,345	合計 (b)	147,660,716
収支差額 (a)-(b)	438,629		

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値
R2	C	+	施設利用者数	4,700 人	3,032 人	3,165 人	3,855 人	4,056 人	5,102 人
R3	C	+	情報発信回数	240 回	155 回	150 回	271 回	183 回	195 回
R4	B								
R5	B								
R6	B								
全期間におけるコメント									
・施設利用者数について、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり目標を達成できなかった。令和5年度は目標を達成できなかったものの、新型コロナウイルス感染症による利用制限がなくなり施設利用者数が増加傾向となり、令和6年度は目標を達成できた。 ・情報発信回数について、令和4年度以外は目標を達成できなかったものの、ホームページやLINE、センターだより等による情報発信や各イベントでの啓発を行うことで、多くの方々に三重県聴覚障害者支援センターを知ってもらい幅広く利用をしてもらえよう努めており、実績も上昇傾向である。									

6 総括評価

- ・施設利用者数について、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり目標を達成できなかったが、広報紙の発行やホームページの更新に加えて、聴覚障がい者・支援者の交流会や県民に向けた講演会の開催等の普及啓発に努めた結果、利用者数は増加傾向となっている。令和5年度は目標を達成できなかったものの、新型コロナウイルス感染症による利用制限がなくなり、令和6年度には目標を達成した。
- ・成果目標が設定される業務のほか、企業・団体からの聴覚障がい者への合理的配慮の提供に係る相談対応や、男女共同参画社会の実現(センターの女性職員比率 50%)等、県施策への配慮が実施されている。
- ・手話通訳者等のスキルアップ研修等を実施し、手話通訳者等の能力向上に努めるとともに、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進していると評価できる。
- ・手話通訳者等の養成・派遣に加えて、字幕映像ライブラリーの製作・貸出、難聴者・中途失聴者への生活訓練等の支援を実施し、聴覚障がい者等の情報保障を引き続き積極的に推進する必要がある。
- ・災害時の支援協定に基づく防災訓練への協力等の協定締結市町との連携強化を引き続き実施するとともに、それらの取組の中で把握した課題に応じてセンターの対応マニュアルを改定する等、災害時の聴覚障がい者支援の体制を更に強化する必要がある。
- ・成果目標2項目について、達成できていない年度はあるものの2項目ともに実績は増加傾向である。指定管理期間の最終年度である令和6年度には、施設利用者数は目標を達成し、情報発信回数は目標を達成できなかったが、達成率は上昇傾向であり、センターの指定管理者として適切に管理・運営していると評価できる。

5 指定管理候補者の選定状況について

三重県身体障害者総合福祉センター、三重県視覚障害者支援センター、みえこども城、三重県母子・父子福祉センターについては、現在の指定管理期間が令和8年3月末で終了することから、外部の有識者等で構成する選定委員会を設置し、次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

各施設における選定過程の状況については、以下のとおりです。

1 三重県身体障害者総合福祉センター

(1) 選定委員の氏名及び役職名（敬称略）

委員長	高橋 彩	（津市立三重短期大学教授）
委員	田尻 由希子	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	坂口 知子	（東海税理士会津支部推薦税理士）
委員	野口 あゆみ	（NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長）
委員	黒宮 健一	（公募）

(2) 進捗状況

令和7年 8月 4日	第1回選定委員会の開催 ・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・ 審査基準及び配点表の決定
8月18日～8月27日	募集要項の配布
9月 5日	現地説明会の開催
9月12日～9月19日	申請の受付

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 高野 吉雄
（三重県津市一身田大古曽 670 番地 2）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

P54～55 のとおり

(4) 今後の予定

令和7年 10月20日	第2回選定委員会の開催 ・ 申請者のヒアリング及び審査 ・ 指定管理候補者の決定
11月	定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和8年 3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間）

三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準

三重県身体障害者総合福祉センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」における「審査事項」、「審査項目」、「審査内容」及び配点ウェイトは、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を５段階で評価し、「審査事項」ごとに合計した点数に、配点ウェイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。

※ 例 「審査事項」１の場合 「審査内容」６項目の評価点合計が２２点の場合
 $22 \text{点} \times 15 \text{ (配点ウェイト)} / 30 \text{ (満点数)} = 11 \text{点 (小数点第2位以下四捨五入)}$

- ④ 過半数以上の委員が、総合点を６０点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「１」とした項目が１つでもあれば、選定しないものとする。

⑦ 評価

- 評価点数５ この提案は、かなり優れている
評価点数４ この提案は、優れている
評価点数３ この提案は、標準的である
評価点数２ この提案は、標準よりやや劣っている
評価点数１ この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること											配点ウエイト	
審査項目		審査内容				評 価 点					合計	15
① 総合的な基本方針	ア	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか				1	2	3	4	5		
	イ	施設の特性や業務内容を理解しているか				1	2	3	4	5		
	ウ	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか				1	2	3	4	5		
② 成果目標と自己評価	ア	施設運営の成果目標を達成するために具体的な提案がされているか				1	2	3	4	5		
	イ	自己評価の体制及び基準は確立されているか				1	2	3	4	5		
③ 企業(団体)の社会的責任	ア	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、グリーン購入や省エネ等環境管理等への対応は適切か				1	2	3	4	5		
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること												配点ウエイト
審査項目		審査内容				評 価 点					合計	40
① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務	ア	施設の業務基準を達成しているものであるか				1	2	3	4	5		
	イ	施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか				1	2	3	4	5		
	ウ	施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか				1	2	3	4	5		
② 身体障害者福祉センターA型に関する業務	ア	施設の業務基準を達成しているものであるか				1	2	3	4	5		
	イ	施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか				1	2	3	4	5		
	ウ	施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか				1	2	3	4	5		
③ 利用料金の設定や料金の收受方法、減免等	ア	利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか				1	2	3	4	5		
④ 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策	ア	施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか				1	2	3	4	5		
⑤ 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	ア	利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				1	2	3	4	5		
⑥ 施設の機能を活用した障がい者の地域生活を支える独自の提案	ア	施設の機能を十分に活用し、障がい者の地域生活を支えるような独自の提案がなされているか				1	2	3	4	5		
3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること												
審査項目		審査内容				評 価 点					合計	20
① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア	維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持レベルを保つものであるか				1	2	3	4	5		
	イ	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか				1	2	3	4	5		
② 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見策、感染防止対策等	ア	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか				1	2	3	4	5		
	イ	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその対処は適切な提案がなされているか				1	2	3	4	5		
	ウ	感染防止対策・衛生管理の取組は具体的なものが提案されているか。				1	2	3	4	5		
③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	ア	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか				1	2	3	4	5		
④ 個人情報保護、情報公開	ア	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。				1	2	3	4	5		
⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営	ア	障がい理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、花とみどりの活用、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策に配慮した提案となっているか				1	2	3	4	5		
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること												
審査項目		審査内容				評 価 点					合計	15
① 収支計画の積算の考え方	ア	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られ、十分実施できる収支計画となっているか				1	2	3	4	5		
② コスト削減の考え方	ア	実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか				1	2	3	4	5		
③ 収入確保に関する事項	ア	収入確保につながるような独自の提案がなされているか				1	2	3	4	5		
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること												配点ウエイト
審査項目		審査内容				評 価 点					合計	10
① 人員の確保、職員の雇用形態等	ア	人員の確保、組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか				1	2	3	4	5		
② 職員の配置、勤務ローテーション	ア	人員配置・職員の資格及び勤務体制が適切なものとなっているか				1	2	3	4	5		
③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	ア	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				1	2	3	4	5		
④ 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	ア	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また、施設経営の実績があるか				1	2	3	4	5		
合計												

事業計画の要旨

当法人は、昭和48年の設立以来、長年にわたり県立福祉施設の運営を担い、県と協力しながら県民の福祉向上に取り組んできました。今の社会では、障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らし、ともに生きていくことが求められています。

こうした社会要請に応えるべく、県が導入する指定管理者制度を活かし、当法人が持つ知識や経験を取り入れて、より効率的で質の高いサービスを提供します。利用者にとっての「当たり前の暮らし」を支え、県民サービスの向上と誰もが安心して利用できる地域に開かれたセンターづくりを進めていきます。

1 三重県身体障害者総合福祉センターの運営上の基本方針

当法人は成果目標を掲げ、バランススコアカードの4つの視点（顧客・財務・内部プロセス・学習と成長）に基づき目標を設定し、半期ごとの自己評価とPDCAで改善を重ねます。さらに、法令順守やリスク管理を徹底し、環境に配慮した事業運営を通じて、地域社会から信頼される法人をめざします。

2 総合福祉センター事業に関する事項

障害者支援施設では、入所支援、日中活動（自立訓練・生活介護・就労移行）、短期入所を実施します。身体障害者福祉センターA型では、相談事業、リハビリ、障がい者スポーツ推進、福祉用具支援などを行います。利用者の声をアンケート等で把握し、事業改善に反映します。医療・福祉の連携やSNSを活用した広報により利用拡大を図ります。

3 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する事項

定期点検と外部委託による専門的管理で、安全で快適な環境を維持します。危険箇所の早期発見や感染症対策を徹底し、防災訓練を定期的実施します。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、利用者への周知・退避、業務縮小や代替手段の検討など、県地域防災計画に基づく対応を行います。

4 施設の管理運営にかかる経費の節減に関する事項

事業活動計算書（サービス活動増減の部を中心に）を基礎に、収入と経費を均衡させた5年間の収支計画を策定しました。コスト削減は光熱水費の効率化、契約内容の見直し等により推進します。収入面では、障害者支援施設の利用率向上、リハビリ・医療事業の充実、広報強化による利用拡大をめざします。

5 運営体制及び組織に関する事項

必要な資格を持つ職員を適切に配置し、勤務シフトを工夫して安定した支援を継続します。研修や人事制度を通じて職員の専門性を高め、安心して利用できる施設運営を支えます。また、令和6年度決算で約50億円の純資産を有しており、安定した財政基盤を背景に、持続的な運営を確保します。

成果目標

項目	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標	R12目標
日中活動系サービス利用率	75%	75%	75%	76%	78%
リハビリテーションの実施件数	4,747	4,770	4,794	4,818	4,841
県障がい者スポーツ大会+スポレク祭参加人数	3,030	3,045	3,060	3,075	3,090

成果目標（独自）

項目	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標	R12目標
地域生活移行率	70%以上				
	地域生活への円滑な移行と社会参加を促進する役割を担う 通過型訓練施設として、生活施設化を防ぎながら支援を展開することを目標として定めました。				
業務改善数	18件以上				
	利用者により良いサービスを継続的に提供するため、組織全体で業務の見直しと改善に取り組み、効率性と質の向上をめざす目標として定めました。				

収支計画

勘定科目				R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	計
サービス活動増減の部	収 益	利用料	自立支援給付費収益	179,276	179,276	179,276	181,068	182,861	901,757
			介護保険事業収益	8,505	8,547	8,589	8,631	8,673	42,945
			医療事業収益	5,826	5,855	5,884	5,913	5,942	29,420
			運動施設収益	841	841	841	841	841	4,205
		指定管理料収益	214,197	214,197	214,197	214,197	214,197	1,070,985	
		その他の事業収益	55,125	55,125	55,125	55,125	55,125	275,625	
	サービス活動収益計（1）			463,770	463,841	463,912	465,775	467,639	2,324,937
	費 用	人 件 費	291,529	294,735	297,977	301,254	304,567	1,490,062	
		事 業 費	58,962	58,962	58,962	58,962	58,962	294,810	
		事 務 費	96,598	92,398	92,398	92,398	92,398	466,190	
		減価償却費	2,378	2,330	2,283	2,237	2,192	11,420	
		その他の費用	14,303	15,416	12,292	10,924	9,520	62,455	
サービス活動費用計（2）			463,770	463,841	463,912	465,775	467,639	2,324,937	
サービス活動増減差額（1）－（2）			0	0	0	0	0	0	

【所管事項説明】

2 三重県視覚障害者支援センター

(1) 選定委員の氏名及び役職名（敬称略）

委員長	高橋 彩	（津市立三重短期大学教授）
委員	田尻 由希子	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	坂口 知子	（東海税理士会津支部推薦税理士）
委員	野口 あゆみ	（NPO法人伊勢志摩バリアフリースターセンター事務局長）
委員	黒宮 健一	（公募）

(2) 進捗状況

令和7年 8月 4日	第1回選定委員会の開催 ・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・ 審査基準及び配点表の決定
8月18日～8月27日	募集要項の配布
9月 3日	現地説明会の開催
9月12日～9月19日	申請の受付
10月6日	第2回選定委員会の開催 ・ 申請者のヒアリング及び審査 ・ 指定管理候補者の決定

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 中島 信哉
（三重県津市桜橋二丁目130番地）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

P59～62のとおり

(4) 今後の予定

令和7年 11月	定例会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和8年 3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間）

三重県視覚障害者支援センター指定管理者審査基準

三重県視覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」は、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を５段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数をその委員の採点値とする。
- ④ 過半数の委員が、総合点を６０点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。なお、応募者の総合点が同点の場合は、配点の割合が最も高い「審査基準」の合計点が高いものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数の委員が、評価点を「１」とした項目が１つでもあれば、選定しないものとする。
- ⑦ 評価
評価点数５ この提案は、かなり優れている
評価点数４ この提案は、優れている
評価点数３ この提案は、標準的である
評価点数２ この提案は、標準よりやや劣っている
評価点数１ この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県視覚障害者支援センター審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
①総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5	
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5	
	ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5	
②県民(利用者)の公平な利用の確保	ア 利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5	／20

2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
①施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	ア 点字図書館事業の実施に関する業務	1	2	3	4	5	
	イ ・点訳、音訳ボランティアの育成及び支援の実施に関する業務 ・三重県聴覚障害者支援センターで実施する盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援	1	2	3	4	5	
	ウ 地域生活の支援に関する業務	1	2	3	4	5	
	エ その他の事業の実施に関する業務 (ア)視覚障がい者に対する各種情報の提供 (イ)小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発 (ウ)視覚障がい者と奉仕員等との情報交換会等	1	2	3	4	5	
	オ 利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5	
	カ 利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5	
	キ 施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5	
	ク 施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5	
	ケ ・成果目標は、適切に設定されているか ・自己評価の体制及び基準は確立されているか	1	2	3	4	5	

3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
① 安全かつ快適な施設管理の確保	ア 利用者の安全の確保、事故防止、危険箇所等の発見とその対処に関する取組は適切か	1	2	3	4	5	／10
② 適切な運営管理の確保	ア 危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理への取組は適切か	1	2	3	4	5	

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
① 施設の管理にかかる経費の節減	ア 計画が実行可能な内容であり、経費節減につながるものとなっているか	1	2	3	4	5	／5

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					小計
① 管理体制の確保	ア 専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5	／20
	イ 職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5	
② 経営能力	ア 安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5	
	イ 施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5	

合計							／100
----	--	--	--	--	--	--	------

三重県視覚障害者支援センター事業計画要旨

申請者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会

1 三重県視覚障害者支援センターの運営上の基本方針

三重県では、障がい者保健福祉行政の基本方針を「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により示し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

三重県視覚障害者支援センター（以下「支援センター」という。）が、三重県内に居住等をしている視覚に障がいのある人たちに対し、視覚に障がいのない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援するための施設であることを深く認識し、視覚に障がいのある人たちの自立と社会参加推進のため、支援センターの機能が発揮できるよう十全な運営を行います。

（１）業務品質の向上

支援センターを利用する視覚障がい者が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。

（２）コスト削減の徹底

限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。

（３）利用者が利用し易い環境づくり

視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。

（４）県民の公平な利用の確保

支援センターの設置目的（役割）を多くの方に知っていただくため、市町や関係機関と連携してその周知に努め、また、積極的にアウトリーチ活動を行うなど、県民の平等かつ公平な利用の機会を確保します。

2 施設及び設備の維持管理等

（１）施設の防災対策について

支援センターは、三重県社会福祉会館の１階の一部にあり、その火災、震災等の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限に留めることについては、「三重県社会福祉会館消防計画」により実施します。

（２）施設・設備の適切な維持管理

施設・設備の修繕箇所の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。

また、施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。

（３）危機管理について

業務運営上の危機管理については、「社会福祉法人三重県視覚障害者協会危機管理方針」に基づき行います。

（４）個人情報の保護

「社会福祉法人三重県視覚障害者協会個人情報保護に関する基本方針」に基づき個人情報を適切に保護します。

（５）環境への配慮

節電、グリーン購入、リユース、リサイクルの徹底など環境に配慮した維持管理を行います。

3 達成目標及び事業の実施計画

各事業の実施計画及び達成目標は、次の通りです。

(1) 点字図書館事業

- ① 点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌等の製作を行います。
- ② 点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌等の貸出・閲覧を行います。

	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画	令和12年度 計画
直接貸出	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
サピエ図書館 ダウンロード	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
計	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000

- ③ 図書情報誌「図書だより」の発行、視覚障がい者の求めに応じて、個人的資料（図書、雑誌、説明書、チラシ等）の点訳又は音訳、対面朗読等を行います。

(2) 点訳・音訳ボランティア等の育成・支援事業

点訳・音訳ボランティアの育成を図るとともに、スキルアップのための指導者研修会等を行います。

(3) 生活相談及び訓練事業

- ① 視覚障がい者から相談内容、ニーズを聴き取り、関係機関等と連携しながら個別的又は集団的に必要な助言又は指導を行います。
- ② 視覚障がい者の日常生活及び社会生活における適応性を確保するため、個別指導又は講習会等の方法により、生活訓練・指導を行います。

	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画	令和12年度 計画
歩行訓練	200人	200人	200人	200人	200人
点字教室	50人	50人	50人	50人	50人
福祉機器の活用方法	245人	245人	245人	245人	245人
食生活	5人	5人	5人	5人	5人
家事管理	80人	80人	80人	80人	80人
社会資源の活用方法	20人	20人	20人	20人	20人
計	600人	600人	600人	600人	600人

- ③ 災害発生時における視覚障がい者への情報提供、避難誘導や避難所における支援等について理解を深め、災害時に機能するようにするため、防災に関する研修会を開催します。

(4) 情報提供事業

- ① その時々、適切な生活情報、募集内容の周知、お互いの情報交換、俳句などの発表の場等として視覚障がい者生活情報誌「はなしょうぶ」（以下「はなしょうぶ」という。）を年12回発行します。
- ② ホームページに、「はなしょうぶ」、「図書だより」、各種募集等を掲載するほか、事業計画、予算、事業報告、決算等を掲載し、情報公開のツールとしても使用します。
- ③ 三重県からの原稿に基づき、「県政だよりみえ」点字版・録音版、「みえ県議会だより」点字版・録音版を発行します。

(5) 社会参加促進事業

- ① 視覚障がい者にとって各種情報の入手バリアの解消のため、ICTサポートセンターとしての役割を担い、ICTサポーターを養成するとともに、ICTサポートを希望する者への相談・指導等を行います。
- ② 視覚障がい者の健康づくり、体力づくり、仲間づくりを促進するため、障害者スポーツ指導員や、ボランティアの支援を得て、各種スポーツ愛好者の拡大を図ります。また、視覚障がい者の知的満足度を高めるとともに、仲間づくり等にも資するため、ボランティアの支援も得て、講演会、研修会、教室などの方法により、文化活動の活性化を図ります。

(6) 小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発

点字指導、介助の方法、生活体験、日常生活用具に関する学習機会等を、施設見学や学校訪問を通して提供するとともに、視覚障がいに関するパンフレットを作成し、小中学校等に配布し、視覚障がいに対する理解促進を図ります。

(7) 盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援

三重県聴覚障害者支援センターが実施する「盲ろう者通訳・介助員養成講座」について、講師の派遣、点字資料の作成、機器・会場の提供など必要な支援を行います。

(8) 自己評価

利用者アンケートや日常の業務を通じて得た意見などをもとに年2回定期的に自己評価を行い、さらなる業務の改善を目指します。

4 運営体制

常勤職員：所長1名、次長（欠員）、主査・点字指導員1名、司書・音訳指導員1名、司書・図書館業務員1名、予算経理・管理担当1名

業務補助員：図書館業務員2名、生活訓練担当1名、ITサポート等担当2名、情報支援担当2名

ボランティア：点訳ボランティア、音訳ボランティア、貸出ボランティア等

5 収支計画

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	8～12 合計
指定管理料	58,075,000	58,075,000	58,075,000	58,075,000	58,075,000	290,375,000
受取利息	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
収入合計	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	290,400,000

人件費	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	160,000,000
光熱水費・保守 管理費分担金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	60,000,000
その他事務費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	15,000,000
事業費	11,080,000	11,080,000	11,080,000	11,080,000	11,080,000	55,400,000
支出合計	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	290,400,000

6 法人の概要

社会福祉法人三重県視覚障害者協会の前身は大正 12 年に結成された「三重県盲人会」で、昭和 46 年に「三重県視覚障害者協会」と改称し、昭和 46 年 10 月 29 日に厚生大臣から社会福祉法人の認可を受けました。

昭和46年12月から「三重県盲人センター」の運営を、昭和61年4月からは「三重県点字図書館」の運営を三重県から委託され、平成18年4月からは「三重県視覚障害者支援センター」の指定管理者として指定を受け、管理運営に務めてきました。

協会独自事業としては、毎年、三重県視覚障害者福祉大会を主な内容として「あいふえすた」を開催するとともに、女性部、青年部、情報部、スポーツ部活動などを通して、県内視覚障がい者の個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援活動等を行っています。また、視覚障がい者日常生活用具等の販売斡旋事業も行っています。

理事10名、監事2名、評議員17名

組織：評議員会、理事会、事務局、女性部、青年部、情報部、スポーツ部、支部（12）

【所管事項説明】

3 みえこどもの城

(1) 選定委員の氏名及び役職名（敬称略）

委員長	平松 喜代江	（ユマニテク短期大学学長）
委員	紀平 理絵	（三重県母子生活支援施設協議会会長）
委員	中西 正洋	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	安井 広伸	（日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士）
委員	対馬 あさみ	（公募）

(2) 進捗状況

令和7年 7月28日	第1回選定委員会の開催 ・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・ 審査基準及び配点表の決定
8月15日～9月16日	募集要項の配布
8月28日	現地説明会の開催
9月 8日～9月16日	申請の受付

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 中山 恵里子
（三重県松阪市立野町 1291 番地）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

P66～67 のとおり

(4) 今後の予定

令和7年 10月17日	第2回選定委員会の開催 ・ 申請者のヒアリング及び審査 ・ 指定管理候補者の決定
11月	定例会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和8年 3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間）

みえこどもの城指定管理者審査基準・配点表

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点	
①管理運営の総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。	1 0	2 5
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。	1 0	
	ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか。	5	
②成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。	5	1 0
	イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか。	5	
③企業（団体）の社会的責任	ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か。	5	5
小 計		4 0	

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60％に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

2 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。	1 0	2 0
	イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組（コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等）は提案されているか。	1 0	
②利用者の安全確保策、事故防止策、感染症等対策、危険箇所等の早期発見及びその措置	ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか。	1 0	2 5
	イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。	5	
	ウ 感染症防止対策、衛生管理業務の取組は適切な提案となっているか。	1 0	
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか。	1 0	2 5
	イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか。	1 5	
④個人情報保護	ア 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	5	5
⑤情報公開	ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	5	5
⑥県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、市町消防団への協力、自然災害防災対策、地震安全対策等の県の施策に配慮した提案となっているか。	5	2 5
	イ 三重県子ども条例、ありのままでみえっこプランのほか、少子化対策の推進、次世代育成支援など、県の施策に配慮した提案となっているか。	2 0	
小 計		1 0 5	

3 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点	
①こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業	ア スペースを有効に利用して、単に楽しいだけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか。	2 5	5 5
	イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか。	1 0	
	ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。	1 0	
	エ 年代に応じた新規の利用客の開拓につながる提案となっているか。	5	
	オ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、適切な提案となっているか。	5	

②児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。	1 0	1 0
③児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。	1 0	1 0
④地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業	ア 県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか。	1 0	3 0
	イ 自治会や子ども会、放課後児童クラブなど地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか。	2 0	
⑤そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業	ア 企業や団体、大学等、地域の自治会、青少年の育成に関係する団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。	1 5	2 5
	イ 児童館ガイドライン（令和6年12月改正）をふまえた活動等を考慮した提案となっているか。	1 0	
⑥「児童健全育成拠点事業」の実施	ア 移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか。	2 0	2 0
⑦「家庭の日」等の事業への協力	ア 「家庭の日」等の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか。	5	5
⑧利用者増加にかかる方策	ア こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか。	1 0	1 0
⑨こどもの城の利用料金の収入に関する業務	ア 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか。	5	5
⑩施設の利用時間・休館日	ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか。	5	5
⑪来館者等に対するサービス向上につながる提案	ア こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか。	2 5	2 5
小 計		2 0 0	

4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点	
①収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。	1 5	3 0
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか。	1 5	
②コスト削減の考え方	ア 県費負担削減につながっているか。	1 0	2 0
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか。	1 0	
小 計		5 0	

5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア 組織体制及び責任体制は明確で適切か、また事業計画が効率的に実施できる体制となっているか。	1 0	1 0
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか。	1 0	1 0
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。	1 0	1 0
④これまでの児童健全育成に関する実績	ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組実績等があるか。	1 0	1 0
⑤持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか。	1 5	1 5
小 計		5 5	

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60％に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

合 計	4 5 0
-----	-------

みえこどもの城事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
管理運営方針	みえこどもの城が、三重県が設置する公の施設として公共性が求められていることを十分に理解し、設置条例の目的に従って施設の効用を最大限に発揮するよう努めます。また、三重県子ども条例の基本理念である「子どもの権利の尊重」「子どもの最善の利益の優先」を実現し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の形成に寄与することをめざします。 併せて、みえこどもの城の利用者に対するサービスの向上及び施設維持管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の向上を図ります。
管理業務に関する計画	1 施設維持管理 ・みえこどもの城の指定管理者として培ったノウハウを活かし、利用者等が安全・安心に利用し、施設設備の機能が十分に発揮できるよう維持管理を行います。また、設備・機器のメンテナンスサイクルを考慮し、トータルコストを考えた維持管理を県へ提案するなど、県との情報共有、運営にかかる意見のすり合わせをより緊密に行います。 ・コスト面のみならず、SDGs等の観点をつまみ、電気、水道、ガス等の使用状況を把握し、適切な使用と節減を行います。 ・不具合の早期発見や未然防止等により、利用者等の安全と利便性を損なわず、最適な状況で施設設備等を提供します。 2 利用者の安全確保 施設警備及び安全確保のための施設維持管理は、専門性を持つ事業者を活用して基本的な体制を整えます。 ・あらゆる危機に対して、情報収集、危機の未然防止及び早期発見に努めるとともに、危機管理マニュアル等の整備、職員の研修及び訓練関係者との連携体制を整え、利用者の安全確保を徹底します。 3 個人情報保護及び情報公開 ・個人情報の保護に関する法律に基づき、制度運用を徹底します。 ・三重県情報公開条例に基づき、制度運用を徹底します。 4 県施策への協力 ・子ども施策をはじめとする県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深めるとともに、協力及び実践をします。
運営業務に関する計画	総合的な基本方針のもと、みえこどもの城の施設及び設備を利用に供する事業及びその他の児童健全育成等に関する業務に取り組みます。 1 みえこどもの城の施設及び設備を利用に供する事業 みえこどもの城の施設機能を最大限に生かし、遊びや体験をとおして子どもの成長を支援します。

運営業務に関する計画		<活用するみえこどもの城の施設・設備> ①SWS 西日本キッズシアター ②プレイランド（クライミング・遊具） ③アート・サイエンススペース ④舞台スペース ⑤イベントホール ⑥カプラの部屋 ⑦その他のスペース（研修室、ログハウス、屋外スペースなど） 2 そのほか児童の健全育成等に関する事業 (1) 地域との連携・協働による取組 企業や団体、地域の方々と連携して多様な取組を実施し、子どもの育ちや子育てへの理解と参画を広く促します。 （子ども虐待防止啓発、おしごと広場、サイエンスひろば など） (2) 県内全域・すべての子どもを視野に提供するサービス 県立施設として、居住地や育つ環境、子ども自身の状況に関わらずより多くの子どもに体験の機会を届けます。 ・移動児童館事業 ・県内児童館との連携事業 ・サテライトの運営等の児童健全育成拠点事業 (3) 調査研究、研修事業等 県内唯一の大型児童館として、県内児童館の情報把握や相互利用、児童館活動の活性化に資する取組を行います。 ・調査研究、資料・情報の収集及び提供 ・児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等の開催					
成果目標		年間総利用者数 毎年度 22 万人 児童健全育成拠点事業実施回数 毎年度 100 回以上 利用者の満足度 毎年度 90%以上					
収支計画		収入は、指定管理料収入、施設利用料金収入、事業収入（諸収入）を見込みます。支出は、管理運営経費の節減を図るとともに、効率的な執行に努めます。					
組織及び人員		こどもの城運営グループと連携推進グループで構成する「こどもの城事業部」を中心に、みえこどもの城内外の事業を推進していきます。 人員構成（常勤理事及び職員（嘱託職員含））23 名					
収支計画書（千円）	年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	収入合計		204,342	204,342	204,342	204,342	204,342
	内訳	指定管理料	186,654	186,654	186,654	186,654	186,654
		施設利用料金収入	12,159	12,159	12,159	12,159	12,159
		事業収入（諸収入）	5,529	5,529	5,529	5,529	5,529
	支出合計		204,342	204,342	204,342	204,342	204,342

【所管事項説明】

4 三重県母子・父子福祉センター

(1) 選定委員の氏名及び役職名（敬称略）

委員長	平松	喜代江	（ユマニテク短期大学学長）
委員	紀平	理絵	（三重県母子生活支援施設協議会会長）
委員	中西	正洋	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	安井	広伸	（日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士）
委員	対馬	あさみ	（公募）

(2) 進捗状況

令和7年	7月28日	第1回選定委員会の開催
		・ 指定管理者制度の概要及び施設概要の説明
		・ 審査基準及び配点表の決定
	8月15日～9月16日	募集要項の配布
	9月8日～9月16日	申請の受付

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 伊藤 二時子
（三重県津市桜橋二丁目131番地）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

P72～73のとおり

(4) 今後の予定

令和7年	10月17日	第2回選定委員会の開催
		・ 申請者のヒアリング及び審査
		・ 指定管理候補者の決定
	11月	定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和8年	3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間）

三重県母子・父子福祉センター指定管理者審査基準・配点表

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
①管理運営の総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか	10
	ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	5
②成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか	5
	イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか	5
③企業（団体）の社会的責任	ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か	5
小 計		40

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

2 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	10
②利用者の安全確保策、事故防止策及びその措置	ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか	10
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか	5
④個人情報保護	ア 個人情報保護を適切に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5
⑤情報公開	ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか	5
⑥県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか	10
小 計		45

3 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
ひとり親家庭就業・自立支援センター等に関する業務		
① ひとり親家庭の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業	ア 実現可能で、利用者のニーズに対応するための効果的な提案がなされているか	20
② ひとり親家庭に対し就労を指導し、又は技能を習得させる事業	ア 実現可能で、経済的な自立促進につながる効果的な提案がなされているか	20
③ ひとり家庭に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業	ア 実現可能で、求人票の増加につながる効果的な提案がなされているか	30
④センター利用者の支援に関する事業（保育の実施等）	ア 実現可能で、利用者の利便性を向上させるための効果的な提案がなされているか	20
ひとり親家庭情報交換会に関する業務		
⑤ ひとり親家庭の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
	イ NPO団体などとの交流に係る提案がなされているか	20
母子・父子自立支援員研修業務		
⑥母子・父子自立支援員の資質向上を図るための研修会を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
⑦前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
小 計		170

- 4 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
①収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	1 5
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか	1 5
②コスト削減の考え方	ア 県費負担削減につながっているか	1 0
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	1 0
小 計		5 0

- 5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	1 0
②職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	1 0
③これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績	ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか	1 0
④持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか	1 5
小 計		4 5

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

合 計	3 5 0
-----	-------

(様式 5)

三重県母子・父子福祉センター事業計画書の要旨

申請者名	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 伊藤 二時子
管理運営方針	本会は昭和 24 年に三重県未亡人会として発足して、今日までひとり親家庭及び寡婦の自立支援に関する自主事業に取り組むとともに、平成 18 年度からは三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として 4 期 20 年間、母子及び父子家庭の福祉のための各種事業を実施してきました。 これまでの長年にわたるひとり親家庭等に関わる事業実施を通じて培ってきた経験、ノウハウと行政機関、関係団体との関わり及び人的ネットワーク等により三重県母子・父子福祉センターの目指すひとり親家庭の福祉を総合的に増進することに寄与いたします。
管理業務に関する計画	指定管理者としてのこれまでの経験を踏まえて、効果的、効率的な施設管理と安全確保等に努め、ひとり親家庭へのサービス提供の品質向上を目指します。 1 施設運営管理 (1) 開館日及び利用時間 月曜日～金曜日、日曜日 (第 1、第 3) 9 時～17 時 (2) 施設及び設備管理 法令等の定めに従い、適切かつ効果的、効率的な運用 2 緊急時・事故発生時の対応等 (1) 緊急時・事故発生時 「三重県母子・父子福祉センター危機管理実施手順」に基づき、利用者の安全確保 (2) 自然災害時 地震、風水害、火災等に際しては、「三重県社会福祉会館消防計画」や「三重県地域防災計画」に基づく対応。
運営業務に関する計画	母子・父子福祉センターの運営業務は次のとおりです。 1 相談業務 ① 就業相談員による相談 (就労、生活等) 対応 (月～金) ② 産業カウンセラーによる相談 (第 1、第 3 及び第 4 水曜) ③ 弁護士による法律相談 (県内 5 地域 日程調整) ④ AI チャットボットによる相談 (365 日 24 時間) 2 就労指導及び技能習得 ① ビジネスマナーの取得 ② PC 講習 (入門、ワード、エクセル) 初級簿記講習 ③ 就労研修会 (地域開催) 3 求人開拓等の就業支援 ① 職業紹介所による就業支援 ② 求人企業の開拓

			③ ハローワークとの連携 4 ひとり親家庭情報交換会 ① 文化教養講演会、講習会（3回） ② 親子料理教室（2回） 5 母子・父子自立支援員研修 ① 母子・父子自立支援員研修会（3回）				
成果目標			指定期間を通じて達成すべき成果目標 1 ひとり親家庭情報交換会開催回数 毎年度 5回 2 就労支援のための求人票件数 令和 8年度 190件 令和 9年度 210件 令和10年度 230件 令和11年度 250件 令和12年度 270件 3 相談（就業・生活等）件数 毎年度340件 4 就業支援講習会参加者数 毎年度100名 5 母子・父子自立支援員研修回数 毎年度 3回				
収支計画			収支計画は指定管理者が行う業務内容により作成した事業計画に基づき個々の事業毎に作成しました。 ＜収支計画＞ 1 個々の事業毎に基づく積算 2 事業効果を高めるための工夫 3 収支のバランス ＜コスト縮減＞ 1 無駄を省き、効果的、効率的な事業執行 2 関係機関、団体との連携により共催や後援による実施				
組織及び人員			＜組 織＞ センター長（生活相談員） 事務局長 事務職員兼就業相談員（1名） 就業相談員（2名） ＜人 員＞ 5名				
収 支 計 画 書 （ 千 円 ）	年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	収入合計		19,335	19,335	19,335	19,335	19,335
	内 訳	負担金収入	100	100	100	100	100
		指定管理料	19,230	19,230	19,230	19,230	19,230
		雑収入	5	5	5	5	5
	支出合計		19,335	19,335	19,335	19,335	19,335
	内 訳	運営管理事業	6,726	6,726	6,726	6,726	6,726
		相談研修事業	3,481	3,481	3,481	3,481	3,481
		就労相談事業	8,617	8,617	8,617	8,617	8,617
		就業情報事業	183	183	183	183	183
文化教養事業		328	328	328	328	328	

※ A4版2枚以内(両面可) としてください。

6 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年6月2日～令和7年9月15日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年6月6日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	被措置児童等虐待事例に関する報告について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和7年6月17日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	14名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年7月11日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年7月28日
3 委員	会 長 平松 喜代江 委 員 紀平 理絵 他3名
4 諮問事項	三重県立こどもの城における指定管理者選定に関する募集要項、審査基準及び配点表について
5 調査審議結果	令和8年4月からの指定管理者を募集する際に必要な審査基準及び配点表（案）について審議され、決定された。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年7月28日
3 委員	委員長 平松 喜代江 委員 紀平 理恵 他3名
4 諮問事項	三重県母子・父子福祉センターにおける指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	令和8年4月からの指定管理者を募集する際に必要な審査基準及び配点表（案）について審議され、決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和7年8月1日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親7件、養子縁組里親4件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年8月4日
3 委員	委員長 高橋 彩 委員 田尻 由希子 他3名
4 諮問事項	三重県身体障害者総合福祉センターにおける指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	令和8年4月からの指定管理者を募集する際に必要な審査基準及び配点表（案）について審議され、決定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年8月4日
3 委員	委員長 高橋 彩 委員 田尻 由希子 他3名
4 諮問事項	三重県視覚障害者支援センターにおける指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	令和8年4月からの指定管理者を募集する際に必要な審査基準及び配点表（案）について審議され、決定された。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和7年8月19日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	18名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年8月22日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	令和7年9月3日
3 委員	会長 仲 律子 委員 稲垣 朋子 他9名
4 諮問事項	1 有害興行の指定について 2 前回会議のご意見をふまえた、審議会の進め方について
5 調査審議結果	三重県青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定について審議を行った。また、本審議会の今後の進め方等について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年9月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和7年9月12日
3 委員	部会長 中野 智行 委 員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	1 里親の認定について 2 三重県社会的養育推進計画の進捗状況（令和6年度）について
5 調査審議結果	1 里親の認定について審議を行い、親族里親1件の新規里親認定を行った。 2 社会的養育推進計画の進捗状況を報告し、進捗について意見を聴取した。
6 備考	